

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策目標	推進項目		評価					-	
			計	A	B	C	D		E
1. 子どもの豊かな成長支援	1. 子どもと母親の健康確保	(No.1 ~ No.12-2)	14		14				
	2. 就学前の教育・保育の充実	(No.13 ~ No.22)	18		18				
	3. 生きる力を育む教育環境の整備	(No.23 ~ No.39)	29		28	1			
	4. 思春期保健対策の充実	(No.40 ~ No.43)	6		6				
	5. 次代の親の育成支援	(No.44 ~ No.45)	2		2				
	6. 食育の推進	(No.46 ~ No.50)	8		8				
	7. 特別な支援が必要な子どもへの対応	(No.51 ~ No.57)	8		8				
2. 子どもが安全に育つための環境づくり	1. 子どもの安全確保	(No.58 ~ No.60)	8		8				
	2. 安全・安心まちづくりの推進	(No.61 ~ No.65)	9		9				
	3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(No.66 ~ No.68)	5		5				
3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	1. 人権擁護の推進	(No.69 ~ No.75)	9		9				
	2. 児童虐待防止策の充実	(No.76 ~ No.81)	8		8				
	3. 子どもの立ち直り支援	(No.82)	1		1				
4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり	1. 子育てバリアフリーの推進	(No.83 ~ No.85)	3		2	1			
	2. すべての子育て家庭への推進	(No.86 ~ No.96)	13		10	1		2	
	3. 子育て中の社会参加支援	(No.97 ~ No.98)	2		2				
5. 子育てと仕事の両立支援	1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進	(No.99 ~ No.102)	4		3	1			
	2. ひとり親家庭等の自立支援の推進	(No.103 ~ No.107)	5		5				
	3. 男女共同子育ての推進	(No.108 ~ No.111)	5		2	3			
	4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	(No.112 ~ No.114)	7		6	1			
6. 地域力の活用による子育て支援	1. 子育て支援のネットワークづくり	(No.115 ~ No.119)	5		5				
	2. 世代間交流の推進	(No.120 ~ No.121)	2		2				
	3. 家庭教育への支援の充実	(No.122 ~ No.124)	3		2				1
	4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実	(No.125 ~ No.129)	8		7				1
	5. 子どもの居場所づくり	(No.130 ~ No.131)	2		2				
	6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	(No.132 ~ No.135)	4		4				
合計			188	0	176	8	0	2	2

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	評価	今後の方針	
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 < 推進項目 1. 子どもと母親の健康確保 (No.1-No.12-2) >									
1	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族等身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦等、出産前から関わりを深め、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行います。 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。 	健康推進課	<p>母子手帳交付時ならびに、転入した妊婦の妊婦健診受診券交換時に、全数面接をし、大阪府のアセスメントシート(妊婦期)に基づいて全対象者のリスクアセスメントを行っている。</p> <p>リスクアセスメントの結果を、虐待対応担当保健師が全数検討し、特定妊婦になる可能性が高いと判断された場合には、課内で検討し、特定妊婦に該当する場合、守口市児童虐待防止地域協議会に特定妊婦として報告し、支援している。</p>	母子手帳交付数:1,061件 転入による受診券交換数115件に全数面接とリスクアセスメントを実施 妊婦をフォローした件数:実434件 (特定妊婦35件、要フォロー妊婦399件)	B	面接時に全数「リスクアセスメントシート」(大阪府作成)を使用した、妊婦時のリスク判定を実施していく。シートの内容についても、府や関係機関の助言やガイドラインを活用して見直しを行い、より詳細なリスク判断を行っていく。※7月以降子育て世代包括支援センターが実施主体として継続実施していく予定。
				<ul style="list-style-type: none"> 経過観察の必要な乳幼児とその保護者への保健指導・個別相談を充実し、必要に応じて「育児教室」等集団指導も実施していきます。 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。 	健康推進課	<p>母支援の必要性が年々高まっている現状から、臨床心理士の講話や個別相談等の保護者支援を行い、保護者への支援強化を継続した。発達支援の必要な児に対してはより専門性の高い療育へつなぐため、引き続き療育機関ならびに障がい福祉課との連携をした。スタッフの体制強化や資質向上を図るための勉強会を開催し、教室内容の充実に努めた。</p>	月曜コース:37回/230人 水曜コース:42回/264人 木曜コース:10回/54人 金曜コース:40回/279人 あひる教室:3回/15人 実 63人 延 842人	B	保護者支援の必要性が年々高まっている現状から、臨床心理士の講話や個別相談等の保護者支援を行い、保護者への支援強化を継続します。発達支援の必要な児に対してはより専門性の高い療育へ繋ぐため、引き続き療育機関ならびに障がい福祉課との連携を図ります。就園が早まっている(低年齢化)ため、対象者の検討をし、就園前のクラスなどの対応をします。スタッフの体制強化や資質向上を図るための勉強会を開催し、教室内容の充実に努めます。※7月以降子育て世代包括支援センターが実施主体として継続実施していく予定。
2	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	妊婦に対する健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦の健康保持・増進を図り、妊娠に伴うリスクを軽減させるため、母子健康手帳交付時等の機会を活用し、妊婦健診の受診券の交付を行い、受診率の向上に努めます。 	健康推進課	母子健康手帳交付時ならびに、転入した妊婦の妊婦健診受診券交換時に、全数面接し、妊婦健診受診を促している。	10,154件 1枚目使用: 795件 (平成31年1月時点)	B	母子健康手帳交付時の面接で、妊婦健診の重要性や必要性を今後も引き続き伝えていきます。※7月以降は子育て世代包括支援センター開設後実施主体は権衡推進課であるが、交付は母子健康手帳交付担当である子育て世代包括支援センターが行なう予定。
3	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	両親教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> 出産前からの子育て準備として、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を実施し、子育てに関する情報提供を行うとともに、実践で役立つ知識の普及を図ります。 	健康推進課	<p>沐浴体験や育児用品に実際に触れる機会を多く取り入れた構成とし、赤ちゃんがいる生活をより身近に感じられ、実際の育児場面に即した内容構成となるよう、体験を重視した教室運営を行っている。日曜版開催時には妊婦の配偶者同士が交流を図れる時間を設定している。</p> <p>また、母子健康手帳交付時に両親教室のパネル提示等も行い、周知に努めている。</p>	平日版(火曜日・2回1クール)と日曜版を交互に毎月開催 開催回数平日12回(6クール)、日曜版5回(台風のため1回中止) 参加延128組	B	日曜日の開催日は募集人数を上回る予約をいただく回もあり、好評であることから隔月で継続する。平日版についても、さらなる内容の充実を図り、参加率向上に努める。また、土日での開催希望の声が多いことから、ニーズ調査の内容を加味し、今後開催日の再構成、教室内容のさらなる充実を図っていく。沐浴人形や最新型の育児用品等の媒体教材を活用し、より体験内容が充実するよう努める。また、教室の開催の周知を母子健康手帳交付時に徹底し、広報掲載を行い、さらなる参加者の増加を図っていく。※7月以降子育て世代包括支援センターが実施主体として継続実施していく予定。
4	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる機会を通じて、乳幼児健診の重要性を呼びかけるとともに、受診率の向上に努めます。 	健康推進課	<p>特に4ヶ月児健診では、保健センターでの開催以外に、遠方の住民の受診率向上のため、市役所、東部エリアコミュニティセンターでの開催を毎月行っている。全ての乳幼児健診においては、受診勧奨のため、広報・健康カレンダーで開催日を周知し、健診開催月ごとに対象者へ事前に個別通知案内を行っている。事前送付する問診票の中に「未受診の場合は、大阪府未受診者追跡ガイドラインに沿って、保健師が後日訪問または連絡をいたします」と記載。また、健診の意義や内容についてのリーフレットを作成し全数へ配布して、健診受診の必要性を説明している。未受診者に対しては、再案内や、保健師からの受診勧奨、大阪府未受診者追跡ガイドラインに沿って追跡を行い、受診につながるよう働きかけている。</p>	4ヶ月児健診: 年36回開催、受診者数1,047名/案内数1,063名、受診率98.5%(前年比+0.7%) 1歳6ヶ月児健診: 年24回開催、受診者数1,029名/案内数1,106名、受診率93.1%(前年比-3.1%) 2歳児歯科健診: 年24回開催、受診者数936名/案内数1,058名、受診率89.2%(前年比+2.1%) 3歳6ヶ月児健診: 年24回開催、受診者数915名/案内数1,048名、受診率87.3%(前年比+1.6%)	B	平成31年度より、4ヶ月児健康診査の健診会場を保健センター、児童センター、市役所本庁舎の3箇所(毎月各1回ずつ計3回)にて開催する。また、健康な歯育てや虫歯予防の意識付けをさらに高め、健診を受けるひとつのきっかけにもなるよう、平成31年度から2歳児歯科健診と3歳6ヶ月健診で希望者全員へフッ化物塗布を開始する。健診の開催の周知をホームページ、広報、健康カレンダー等で続ける。また必要に応じて個別に勧奨を続け、受診率を上げるよう努める。
5	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	新生児訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導が必要な産婦および新生児(出生後28日以内の乳児)に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係の中で育児が行なえるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行います。なお、乳児家庭全戸訪問事業を兼ねています。 	健康推進課	平成23年度からは、全戸訪問事業を兼ねて、主に第1子には「新生児訪問」で助産師の訪問を実施。未熟児に対しては、出生順位に関わらず保健師等が訪問を実施している。	助産師による訪問件数:実404件、延406件	B	母子健康手帳交付時等に本事業の目的などを説明し、本事業の利用に繋がるよう、周知徹底を図る。また、訪問時は保健事業(健診・予防接種等)・子育て支援情報について引き続き提供する。※7月以降子育て世代包括支援センターが実施主体として継続実施していく予定。
6	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児(新生児訪問指導対象者を除く)を対象に、訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供し、保健指導が必要な家庭については、継続して支援を行います。 	健康推進課	主に第2子以降には「こんには赤ちゃん訪問」で民生委員・主任児童委員または保育士が訪問を実施している。	新生児訪問も全戸訪問を兼ねているため、合計972件(内訳) 助産師訪問件数404件 保育士訪問件数96件 民生委員訪問件数245件 保健師訪問件数227件	B	平成30年度より、保育士も訪問に従事した。母子健康手帳交付時等に本事業の目的などを説明し、本事業の利用に繋がるよう、周知徹底を図る。※7月以降子育て世代包括支援センターが実施主体として継続実施していく予定。
7	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	かかりつけ医を待つように啓発	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康確保に向け、健診や予防接種等の機会を通じ、かかりつけ医の重要性を啓発し、かかり方についても周知を図っていきます。 	健康推進課	<p>全戸訪問事業・新生児訪問事業等において、予防接種の説明とともに、近隣でかかりつけの医療機関をもつことの重要性を伝えている。4ヶ月児健診等で実施している「すこやか親子21アンケート」の中でも「かかりつけ医がありますか」という質問項目があり、かかりつけ医をもつことへの啓発となっている。</p>	平成30年度4ヶ月児健診児に実施している「すこやか親子21アンケート」によると、受診者1,047名のうち、 かかりつけ医がある:816名(77.9%) かかりつけ医がない:77名(7.4%) 何とも言えない:128名(12.2%) 無回答:26名(2.5%)	B	健診等で予防接種が滞りがち、かかりつけ医がないと答え人等に対して、近隣の医療機関の紹介をし、かかりつけ医を持つことの必要性をこれまで以上に伝える。
8	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	小児医療に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 広報やホームページ等のあらゆる媒体を活用し、休日・夜間等の救急医療体制や相談等の情報提供を充実し、周知に努めます。 救急医療体制等の情報のひとつとして、小児救急電話相談等の情報も積極的に提供していきます。 	健康推進課	乳幼児健診や集団予防接種(BCGワクチン)の会場に、小児救急ダイヤル等の案内カードを設置し、自由に持ち帰ることができるようにしている。母子健康手帳の中にも小児救急ダイヤルが掲載されており、活用している。	広報への封入で健康カレンダーは全戸配布。 全戸訪問事業実施972件。 母子健康手帳交付者1176件(新規1061件+転入115件)、BCG予防接種者1010件。	B	毎月の広報・健康カレンダーに情報を掲載します。新生児訪問を含む乳児全戸訪問にて、健康カレンダーや小児救急医療機関についての案内チラシや案内カードを手渡して配布し、口頭で医療機関について説明します。 ※7月以降は権衡推進課と子育て世代包括支援センターの各担当事業において周知継続予定

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	評価	今後の方針
9	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	予防接種の知識の普及	乳幼児健診等の機会を通じて、予防接種手帳の活用をすすめる、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。	健康推進課	4ヶ月児健診来所時や、転入手続きで保健センターの窓口来所時に予防接種手帳を配布し説明している。乳幼児健診では、予防接種の進捗状況に応じて、予防接種の必要性や接種についての情報提供を実施している。MRや日本脳炎については、乳幼児健診の案内や接種を勧奨する個別通知の中に、必要性の説明や、未接種者への個別勧奨についての内容を盛り込み、予防接種についての知識の普及を図れるような情報提供を行っている。	B	広報・ホームページ、乳幼児健診や集団予防接種の機会を通じ、情報提供を継続していく。また、関係機関(認定こども園・保育所・幼稚園)に協力依頼し、チラシ配布やポスター掲示で周知に努める。
10	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	助産制度による分娩費の支援	経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給していきます。	子育て支援課	経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給した。 要綱から規則とし、助産対象者と費用負担を明確に示した。	B	引き続き制度が必要な妊婦がいれば、制度に基づき条件に応じて分娩費を支給する。 制度利用の相談だけでなく、困窮内容によって、他機関(くらしサポートセンター・守口、生活福祉課)を紹介し、支援を実施する。
11	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	出産育児一時金	守口市国民健康保険に加入している方が出産したとき(妊娠12週以上の死産・流産を含む)に、その世帯主に対して一時金を支給していきます。 他の健康保険に加入している方については、ご自身の加入している健康保険にお問い合わせください。	保険課	国保被保険者が出産した場合に、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、404,000円(※産科医療保障制度に加入している医療機関等で出産した場合は420,000円)の出産育児一時金を支給している。 なお、被保険者の出産費用支払の負担を軽減するため、被保険者が医療機関と合意した場合には、直接医療機関に支払っている。(直接支払制度)	B	これまで国の方針に基づく水準で給付を行ってきたところであり、今年度も平成30年度と同水準の給付を維持していく。
12	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	子どもに関する医療費助成制度	0歳から中学校卒業まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで)の子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもにかかる医療費の一部を助成していきます。	子育て支援課	0歳から中学校卒業まで(出生の日から、満15歳に達して以降の最初の3月末日を経過するまで)の子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもにかかる医療費の一部の助成を行っている。	B	引き続き広報誌等を通じて、周知を行うとともに、守口市子ども医療の助成に関する条例に基づき、医療費の助成を行う。
12-2	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	不妊治療に関わる医療に対する費用の経済的支援	子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対して、不妊かどうか正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援するために、不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部を助成していきます。	健康推進課	不妊検査および一般不妊治療に要する費用の一部(自己負担額の2分の1、上限5万円)を助成しています。周知としてホームページ掲載及びチラシを作成し、医療機関での掲示・市役所情報コーナー設置・婚姻届け来所者への配布を協力のもと行なった。	B	不妊について、夫婦が共に検査することで体の状態を把握し、適切な治療を開始する機会を支援するための制度として周知の強化。また制度の説明及び交付申請手続きに係る具体的でわかりやすいホームページ掲載記事の工夫を行ない、相談などに対しては、対象者それぞれの状況に対し誠実な対応を心がけることで、利用者の負担の軽減を図る。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 <推進項目2. 就学前の教育・保育の充実(No.13-No.22)>								
13	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	教育・保育施設等での取組み	集団生活を通しての他者との関わりの中で、仲間を支える思いやりや心ととも、基本的な生活習慣を身につけ、子どもの主体性や豊かな感性を育むよう努めるとともに、家庭と連携し、自己と他者への基本的信頼感を育てていきます。	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。 「市立施設」 集団生活の中で基本的な生活習慣を身につけるとともに、基本的な生活習慣を身につけ、遊びを通して主体性が発揮できるよう環境設定を行った。 「私立施設」(抜粋) 年齢に応じたねらいをもち、日々の保育内容を考え、実施。その中で子ども同士で話し合ったり、考えたりできるような場を多く設けた。 ・マーチング指導を通して友達と一つのものに取り組み中で、思いやりの心や豊かな感性を育てた。 ・集団生活の中で、子どもの主体性を大切に活動をおこし、お泊まり保育、異年齢交流など体感を通じた学びを多く取り入れた。	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。 今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
14	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	異年齢交流	子どもが人と関わる力を培うとともに、小学校教育への円滑な接続ができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、近隣市立小・中学校等との交流や連携の充実に努めます。	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	「市立施設」 園内において異年齢で交流が図れるよう行事に取り組んだり、日頃もクラスを行き来するなどの交流を持った。また、小学1年生と4・5歳児が体育の授業を共にしたり、5歳児が学校へ招いてもらい交流を図った。中学生とは職場体験や福祉体験を受け入れることで、様々な年齢の人を出来る限り身近に感じられるよう取組みを行った。 「私立施設」(抜粋) 多くの私立認定こども園、幼稚園、保育所において、右記のような取組みを実施。 また、小規模施設においても、連携施設との交流や、他園行事に参加させてもらったり散歩交流など近隣施設と交流する機会を持つなどの取組みを実施。	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。 今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
					学校教育課	小学校及び義務教育学校前期課程との交流会、授業見学、授業体験等を通じた連携の充実がなされた。 中学校及び義務教育学校後期課程においても、絵本の読み聞かせや家庭科の体験実習等の交流の機会も持つことができた。	小学校及び義務教育学校前期課程:14校 19回 中学校及び義務教育学校後期課程:3校 3回	B

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	評価	今後の方針
15	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> 地域の文化や伝統の伝承等を通じて、子どもと地域の交流を深めるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、シルバー人材センター等との連携により、地域の高齢者との交流を実施していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。</p> <p>「市立施設」 ・クリスマス会や伝承遊び、大工体験や守口大根の栽培等に シルバー人材センターの方の協力を得て交流を持った。 ・読み聞かせくサークルによる絵本の読み聞かせ、老人福祉施設の訪問、障がい者施設との花の苗植えなどの交流を持った。 「私立施設」(抜粋) ・近隣の老人福祉施設を訪問し、交流を持った。 ・園児の祖父母を園に招待する行事を設けた。 ・地域の高齢者の方が主催するジャガイモ掘りに参加。</p>	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
16	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	保育教諭・幼稚園教諭・保育士の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会の開催を通じて、保育教諭、幼稚園教諭および保育士の資質や技術の向上を図ります。 保育教諭、幼稚園教諭および保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>研修の受講については、各施設で実施。市主催の研修については、下記のとおり。</p> <p>守口市教育・保育合同研修会 全12回開催 参加者数延1012名 市立認定こども園公開保育 全6回開催 参加者数延85名</p>	B	市主催による研修を実施し、保育教諭等の資質や技術の向上を図っている。また、私立施設においても、様々な研修に参加し、資質や技術の向上に努められている。今後とも市主催の研修については継続して実施していき、市以外の主催の研修についても、職員のキャリアアップ、経験年数に応じた各種研修会等の受講の機会を私立施設に対し広く周知していく。市主催の研修については、研修後のアンケートを活用し、より充実した内容のものにしていく。
					学校教育課	<p>認定こども園等の園長及び教諭等に対する研修会を実施した。また、当該の研修会については、市内すべての公私の幼稚園、保育所、認定こども園等、全園に案内を通知し、広く周知した。</p> <p>公開園内研修 市立認定こども園 各園1回 その他、当該主催の支援教育に係る研修会等 4回</p>	B	各種研修会等の開催を通じて、就学前施設の教諭等における資質及び技術の向上による保育のさらなる充実が進められている。また、学校教育課が主催する研修会等についても対象とすることで、小学生段階の子どもたちに対する支援方法等の学びにもつながり、教育・保育の連携の視点においても着実な充実が図られている。
17	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	障がいのある乳幼児への支援	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、障がいのある乳幼児に対する統合教育・統合保育の充実を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。</p> <p>「市立施設」 ・インクルーシブ保育を実施。また、統合保育・統合教育に特化した公開保育を開催。 ・年に2回、支援学校教諭による相談指導を受けた。 「私立施設」(抜粋) ・保護者との連携を密にし、家庭や専門医からの配慮事項の聞き取りや園での状況を共有し、定期的な個人面談を行った。 ・保護者と定期的に懇談会を設け、個別の支援計画をたてた。</p>	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。今後とも引き続き実施するとともに、職員の知識向上のためにより専門的な研修の開催、受講を行っていく。
					学校教育課	<p>インクルーシブ教育の充実に向けて、市リーディングスタッフによる訪問相談等を行い、障がいのある幼児への配慮、支援について指導助言を行った。また、学校教育課主催の支援教育講演会を認定こども園等の教諭を対象とした研修会にも位置づけることで、支援教育について学ぶ機会の設定を行った。</p> <p>市立認定こども園においては、各園2回ずつ、リーディングスタッフによる訪問相談を行った。 支援教育講演会：認定こども園教諭等のべ34名参加 支援教育夜間懇談会：認定こども園教諭等のべ19名参加</p>	B	学校教育課において実施する支援教育に係る研修会等を認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所へも周知することにより、障がいのある乳幼児に対する統合教育・統合保育の充実を図ることができている。
					こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>「市立施設」 障がいのある乳幼児に対して施設で適切な支援が出来るように巡回相談を実施。 「私立施設」 各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。</p> <p>障がいのある児童の在園状況や障がいの内容等の状況に応じて巡回の回数は変動するものの、言語聴覚士、大学講師及び作業療法士とともに市立・私立認定こども園、保育所を対象に年間2回～3回程度訪問し、児童への接し方や保育方法等について相談、指導を行った。 「市立施設」 ・年に2回、支援学校教諭による相談指導を受けた。 「私立施設」(抜粋) ・臨床心理士から担任及び担当加配職員がアドバイスを受けている。 ・配慮が必要な子どもに対し、保健センターなどの専門機関と連絡を取り合い、一人ひとりにあったより良い保育の検討を行った。</p>	B	巡回相談により、保育教諭等の障がい児を含めた保育に係る専門的な知識の習得と技術の向上が図られている。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
学校教育課	<p>園内研修としても位置づけた支援学校の地域支援コーディネーターによる訪問相談等を各園2回ずつ実施した。守口支援学校の指導教諭等を講師として招聘し、支援教育に係る研修講師としても指導・助言をいただいた。</p> <p>2回×3園=6回実施</p>	B	今後とも、市立認定こども園をはじめ、各園所のニーズ等に応じて障がいのある乳幼児に対し、教諭、保育士等が適切な対応ができるよう、訪問相談等の充実に取り組んでいく。					

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	平成30年度実績	評価	今後の方針
18	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	幼保小連携強化の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小学校において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を強化していきます 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。	<p>「市立施設」 認定こども園教育・保育要領の改訂を受けた視点で園内研修を持ち、共に学習し、日常保育に少しずつ取り入れた。</p> <p>「私立施設」(抜粋) ・将来を見据えた子どもの発達を理解し、在園児の個々の育ちに応じたカリキュラムを作成した。 ・それぞれのクラスで発達に応じた遊びや、運動などを取り入れた設定保育を実践している。</p>	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。 今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
					学校教育課	認定こども園等の園長及び教諭等に対する研修会を実施した。また、当該の研修会については、市内すべての公私の幼稚園、保育所、認定こども園等、全園に案内を通知し、広く周知した。 加えて、就学に向けて公立認定こども園等で行っている取組みを他の施設園所長や校長、教頭会等で伝えることで、横のつながり・縦のつながりを深める機会とした。	公開園内研修 市立認定こども園 各園1回 その他、当該主催の支援教育に係る研修会等 4回	B	今後も、関係課との連携を深めつつ、市内すべての就学前施設と小学校等において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を強化していきけるよう、さらなる連携の充実を図る。
					こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。	<p>「市立施設」 幼児期の終わりまでに育てたい姿の理解について学習し、何につながるのか考える視点を持って保育を行った。</p> <p>「私立施設」(抜粋) ・5歳児において、席についての保育を行った。 ・小学校から先生を招き、運動遊びの指導を受けた。 ・当番活動を通して自分の役割を責任を持って行うことの大切さを伝えてきた。</p>	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。 今後とも平成30年度に作成した接続期カリキュラムを活用し、小学校への円滑な接続に向け、事業を実施していく。
					学校教育課	認定こども園等の園長及び教諭等に対する研修会を実施した。また、当該の研修会については、市内すべての公私の幼稚園、保育所、認定こども園等、全園に案内を通知し、広く周知した。 加えて、就学に向けて公立認定こども園等で行っている取組みを他の施設園所長や校長、教頭会等で伝えることで、横のつながり・縦のつながりを深める機会とした。	公開園内研修 市立認定こども園 各園1回 その他、当該主催の支援教育に係る研修会等 4回	B	今後も認定こども園等と小学校等とのより円滑な接続に向け、教育内容や教育環境の充実、また必要に応じて改善を図る。
19	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	就学前相談	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園および保育所において、在園児に限らず乳幼児の保護者を対象に、子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。	<p>「市立施設」 保護者の育児の負担軽減や孤立感の解消のために、各施設での子育て支援活動時に相談を行った。特に認定こども園での子育て支援活動時には、主任児童委員に協力を依頼し、相談体制を整えた。</p> <p>「私立施設」(抜粋) ・見学や、園庭開放に来られた方に育児相談やアドバイスをを行った。また、参加できる行事等の案内を行った。 ・地域の方に育児相談窓口を開設。その他、園見学や園庭開放の際に個別に話を聞く機会を設けた。 ・スマイルサポーターを配置し、在園児の保護者だけでなく、園庭開放に来た保護者に声かけなどをし、相談しやすい雰囲気を作った。</p>	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。 今後とも引き続き、園庭開放や子育て相談を実施する際に地域の子育て家庭の保護者が利用できるような周知に努める。
20	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	子育て講演会	<ul style="list-style-type: none"> 身近な公民館で、子育てに関する主催講座や講演会を実施していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	指定管理者により、各コミュニティセンターにおいて子育てに関する講座が実施された。	<p>「親学び講座」(錦CC) 平成30年9月16日(日)実施、参加者17名</p> <p>「パパママ情報交換会・子育て世代のためのマネー講座」(西部CC) 平成30年10月11日(木)実施、参加者11名</p> <p>「～親業～パパママ向けミニマネー講座」(中部エリアCC) 平成30年11月26日(月)実施、参加者20名</p>	B	引き続き、指定管理者により市民のニーズに沿った子育てに関する講座や講演会等を開催していく。
21	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	子育て便りの発行	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園および保育所において、子育てに関する情報を掲載した保護者に向けたお便りを定期的に発行し、認定こども園、幼稚園および保育所と保護者との連携、信頼関係の構築を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。	<p>「市立施設」 認定こども園において、子育てに関する情報を掲載した保護者に向けたお便りを定期的に発行し、認定こども園と保護者との連携、信頼関係の構築を図った。</p> <p>「私立施設」(抜粋) ・色々な子育てに関する情報を定期的に配布し、保護者との連携を図った。 ・クラス便り、園便り、支援誌を発行し、どこでも見られるようにHPIにも掲載を行った。 ・便りを子育て支援事業を利用する地域の子育て世帯にも配布した。</p>	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。 今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
22	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	教育・保育施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な保育環境の整備に向け、教育・保育施設の耐震化に努めます。 公立施設においては、再編整備にあわせ、建て替えにより耐震化を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>「市立施設」 再編整備計画に基づき、施設の集約化を実施済。</p> <p>「私立施設」 整備が必要な施設において施設整備を実施。</p>	同左	B	市立施設においては、再編整備計画により平成30年度から3園に集約したことで、全ての施設において耐震基準を満たすこととなった。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	平成30年度実績	評価	今後の方針
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 < 推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備(No.23-No.39) >									
23	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校に通う子どもが楽しく参加し「わかる・できる」授業づくりを進めながら、少人数グループ指導によるきめ細かな指導を充実させるとともに、放課後学習等の実施により家庭での学習習慣の確立に向けた取組みを進めます。 	学校教育課	<p>全校で学力向上プランを作成し、組織的に取り組めるよう、年5回の授業改善に係る研修ならびに、年3回の学力向上に係る教員を対象とした学力向上推進教員会議を実施。</p> <p>また、市内の好事例を校長会、教頭会、学力向上推進教員会議等で発信した。</p> <p>小学校等4年生～中学校等2年生を対象に長期休業日用学習冊子(夏季・春季)を配布。市費による加配教員を配置し、少人数指導ならびに放課後学習の充実を図った。</p> <p>また、土曜日学習を研究指定校2校において実施した。</p>	<p>授業改善推進研修(全5回): 延104名参加 学力向上推進教員会議(全3回): 守口市内全学校の学力担当出席(延66名) 学力向上推進プラン: 23校全校で作成 長期休業日用学習冊子を小学校等4年生～中学校等2年生全児童・生徒へ配布。 市費加配教員を中学校及び義務教育学校後期課程全8校へ1名ずつ配置(計8名) 土曜日学習(研究指定校2校の5、6年生対象) 庭窪小学校: 19名参加(5年生 13名、6年生 6名) 藤田小学校: 20名参加(5年生 11名、6年生 9名)</p>	B	<p>現在、平成30年度～32年度版の学力向上プランを策定し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、自学自習力の育成に向けた取組みを進めている。</p> <p>今後も本市の学力向上の取組みや成果課題を鑑み、学力向上プランを改訂していくとともに、目標値を設定し教職員や子ども達の意欲をより一層喚起して、今後の学校教育計画に基づく学習活動の具体化に繋げ、本市の子ども達の学習状況等の改善に取り組んでいく。</p>
24	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 新体力テスト等により市立小・中学校に通う子どもの実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持・増進および体力の向上に係る取組みを進めます。 	学校教育課	<p>平成30年度より新たに策定された「体力向上アクションプラン」における指導内容をもとに、各学年の児童・生徒の実態に合わせて、体育科(保健体育科)の授業研究を進めつつ、新体力テストの実施により把握した結果内容を踏まえ、教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上に係る取組を掌握した。</p>	<p>「体力向上アクションプラン」・「新体力テスト」全校策定・実施</p>	B	<p>今後も、新体力テストの結果を十分に踏まえ、市立学校に通う子どもの実態把握を丁寧に進めるとともに、各校において「体力向上アクションプラン」に基づいた具体的な取組みの推進が図れるよう、教育活動全体を通じた健康の保持・増進に係る取組みの充実に取り組めます。</p>
25	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	心の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を持ちながら、人権教育および道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。 	学校教育課	<p>全教育活動を通して人権教育及び道徳教育に取組み、道徳教育全体計画・年間指導計画・別業に基づいて指導を行った。</p> <p>特に平成30年度は、梶中学校を道徳教育研究指定校として、公開授業等を実施した。</p>	<p>全校で、全体計画・年間指導計画・別業を作成して取組みを推進している。</p> <p>小学校・義務教育学校前期課程では今年度より検定教科書を使用した授業を行った。</p> <p>中学校・義務教育学校後期課程においては、読み物教材を中心とした年間計画に基づいた指導が行われた。</p>	B	<p>今後も社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を持つとともに各学校が道徳の全体計画・年間指導計画・別業を作成しながら道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育ていく。</p>
25-2	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	小・中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校では、「確かな学力」の定着や健康な心と体の育成のため、中学校区で学校・家庭・地域が力を合わせ、「めざす子ども像」を共有し、特色のある授業づくりに取り組むなど義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した一貫教育を推進していきます。 	学校教育課	<p>各中学校区等において、「めざす子ども像」を共有し、「学びをつなぐ取組」や「育ちを支える取組」など、校区で連携した取組みを行い、相互参観・合同授業研究会・合同研修等、小中学校の教職員の協働を進め、小6の中学校体験や小中交流会及び合同行事等、教育活動の連続性を図る取組みを推進した。</p> <p>平成27年度より各中学校区で教育フォーラムを開催し、小中一貫教育の取組みを報告し、地域及び家庭に協力も依頼している。</p>	<p>・全中学校区における教育フォーラムの実施 参加実績: 教職員442名+PTA等1060名=1502名</p>	B	<p>平成28年度より開校した施設一体型義務教育学校さつき学園における取組みをもとに、今後も各中学校区における「確かな学力」の定着や健康な心と体の育成のため、学校・家庭・地域が力を合わせ、「めざす子ども像」を共有し、特色のある授業づくり等に取り組む等、義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した一貫教育の充実を図る。</p>
26	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	進路先訪問	<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校では、進学する中学校を訪問し、部活動を体験することなどにより、不安なく中学校へ進学できるように図ります。 	学校教育課	<p>小学校及び義務教育学校前期課程の6年生が中学校及び義務教育学校後期課程の部活動等体験に参加し、進学することへの期待感を高める取組を行った。</p>	<p>小学校13校及び義務教育学校にて実施 樟風中学校区、さつき学園では、定期的に部活動体験に参加できる仕組みを確立</p>	B	<p>先行実践等を校長会で情報提供するとともに、中学校の部活動の状況について各校で共有できるよう発信していく。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> 市立中学校では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学の意欲を高めていきます。 	学校教育課	<p>中学校及び義務教育学校後期課程の3年生に対し、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等を周知、奨励し、進学することへの期待感を高める取組を行った。</p>	<p>中学校7校及び義務教育学校7校で実施</p>	B	<p>今後も引き続き高等学校と連携し、情報提供に努めていく。</p>	
27	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	職場体験学習	<ul style="list-style-type: none"> 市立中学校では、職場体験の目的や社会のマナー等を学ぶ事前学習のうえ、複数日に亘る職場体験学習を実施し、その後子どもたちが自身の体験を発表し共有するなどの事後学習も行うことで、様々な仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成していきます。 	学校教育課	<p>全中学校及び義務教育学校後期課程の2年生生徒の職場体験を実施。事前・事後指導を行うことで、一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度の育成を図る取組を行った。</p>	<p>中学校7校及び義務教育学校で実施 最長3日間の職場体験</p>	B	<p>中学校区におけるキャリア教育全体計画をもとに、全ての教育活動の中で、キャリア教育を推進していく。</p> <p>また、職場体験は全校にて実施していく。</p>
28	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	自然体験学習	<ul style="list-style-type: none"> 専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事の星空観察など、市立小・中学校に通う子どもが自然に触れる機会をもち、自然に親しむ心を育む教育を進めていきます。 	学校教育課	<p>全校にて、校外学習または宿泊を伴う校外学習などを通して、自然体験学習を実施。</p>	<p>< 小学校及び義務教育学校前期課程 > 5年 林間学舎 6年 修学旅行 < 中学校及び義務教育学校後期課程 > 1年 スキー実習、少年自然の家での自然体験学習 2年 青少年自然の家などでの自然体験学習 3年 修学旅行</p>	B	<p>今後も、各校に合った自然体験学習を設定し、自然に親しむ心を育む教育を継続していきます。</p>
29	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	福祉体験	<ul style="list-style-type: none"> 車いすを使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通じて、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育を進めていきます。 	学校教育課	<p>各校において、アイマスク体験や手話体験、車いす体験等、体験型学習とともに、実際に作業所の方との交流会等を実施した。</p>	<p>市立学校全校で実施しており、在籍する児童、生徒の実態に応じて教員が設定した内容について取り組んだ。</p>	B	<p>今後も、各校における車いすを使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験等の取組みを進めるとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通じて、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育の推進に努める。</p>

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	評価	今後の方針	
30	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	花の植栽を通じた障がいのある人との交流	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園や市立小学校では、子どもが障がいのある人と一緒に花の苗を植えるなどの交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めていきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	市立認定こども園において、障がい者の事業者の方に認定こども園に訪問してもらい、園児とともに花の苗植え等を通じたふれあい交流を行った。	市立認定こども園において、各園2回程度実施。	B	花の苗植えをとおして、障害のある人と交流を図ることで、障害のある人に対する理解が深められた。今後も引き続き、事業を実施していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園や市立小学校では、子どもが障がいのある人と一緒に花の苗を植えるなどの交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めていきます。 	学校教育課	花の苗の栽培等を通して、幼児児童が障がいのある方との交流を積極的に、ともにふれあう中で、障がい者(児)理解を深めることができた。	前期:各校135ポット/各園85ポット 後期:各校135ポット/各園85ポット	B	今後も、関係課と連携を進めるとともに、市立小学校等において、子どもたちが障がいのある方と一緒に花の苗を植えるなどの交流を通して、障がいのある方に対する理解を深めることのできる機会の充実に取り組んでいく。
31	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	図書環境の充実と読み聞かせ	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園および保育所で、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努め、また職員をはじめ、地域コーディネーターや中学生による絵本などの読み聞かせを行っています。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 「市立施設」「乳幼児絵本とのふれあい事業」として一年を通じて絵本の貸し出しをおこない、家庭でも親子で絵本を楽しんでもらう。 定期的に中学生やボランティアによる絵本の読み聞かせ等を行った。 「私立施設(抜粋)」 近隣の図書館から季節にあった図書を毎月借りて、新しい絵本に触れることが出来るようにした。 ランチルームに絵本コーナーを設置し、月に2回貸し出しの日を設けた。また、地域のコーディネーターや中学生による読み聞かせを行った。 	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 親密な親子関係の構築に役立てるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、在園児だけでなく園庭開放などの機会を利用して未就園児にも絵本の貸し出しを行うなど、親子で一緒に絵本を読むことを推奨していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 「市立施設」 全ての施設において、園庭開放や子育て支援交流活動時に絵本の貸し出しを実施。 「私立施設(抜粋)」 在園児だけでなく、地域の子どもを対象とした絵本の貸し出しを実施。 	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校において、学校司書による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実にも努めます。 	学校教育課	各中学校区等に学校司書を配置することにより、学校図書館の環境整理、貸出補助、子どもへの読み聞かせ等、読書活動の充実と学校図書館の整備の推進に努めた。	学校司書10名(7中学校区・1義務教育学校) 総蔵書数258,243冊 1校平均12,297冊 延8,319時間	B	平成30年10月に策定した守口市立学校図書館基本計画に基づき、さらなる読書活動の充実及び学校図書館の整備を推進していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校において、学校司書やボランティアによる読み聞かせを行うほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行っています。 	学校教育課	各中学校区等に学校司書を配置することにより、学校図書館の環境整理、貸出補助、子どもへの読み聞かせ等、読書活動の充実と学校図書館の整備の推進に努めた。	学校司書10名(7中学校区・1義務教育学校) 総蔵書数258,243冊 1校平均12,297冊 延8,319時間	B	平成30年10月に策定した守口市立学校図書館基本計画に基づき、さらなる読書活動の充実及び学校図書館の整備を推進していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 第二次守口市子ども読書活動推進計画(平成28年度策定予定)に基づき、認定こども園、幼稚園および保育所での読み聞かせやムーブ21(守口市生涯学習情報センター)やエナジーホール(守口文化センター)などの市内図書室の図書環境の充実、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)での読書事業を推進していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	子ども読書支援事業、ブックスタート支援事業、図書館教育支援事業、図書館利用促進事業を中心に、子どもたちの知的好奇心を養い、読書活動・学習活動が活発に行われるような取組を年間を通して行った。また、ムーブ21や文化センターでは、年間を通じて「子どもの読書活動支援事業」として多くのイベントを通じて子どもたちが図書に触れる機会の提供を行った。 (実例) ・年間を通じて認定こども園、児童クラブ等での「おはなし会」を開催し、中部エリアコミュニティーセンターにおいては毎月の「おはなし劇場」を開催した。 ・「読書週間記念事業」として、「おはなしライブと手遊び」と、「子ども読書の日記念事業」として、「絵本作家 谷口 智則さんの講演会及びライブペインティング」と併せて、「えほんのひろば」を開催した。 ・絵本の読み聞かせをしている方、絵本の読み聞かせに興味のある方を対象に、読み聞かせを行う読み手自身が知識を深め、スキルアップするため、「絵本の読み手ステップアップ講座」を開催した。	<ul style="list-style-type: none"> 「おはなし劇場」:計11回開催、延180名参加 「おはなし会」認定こども園:計10回開催 「おはなし会」児童クラブ:計8回開催 「絵本のひろば」児童センター:計12回開催 「おはなしライブと手遊び」:35名参加 「絵本作家 谷口 智則さんの講演会及びライブペインティング」:200名参加 「絵本の読み手ステップアップ講座」:計3回開催、延50名参加(文化振興事業団主催事業) 「おはなし会」:計24回開催、延1,343名参加 「子ども読書の日記念春のお楽しみ会」:87名参加 おはなし読み聞かせボランティア養成講座:計2回開催、延20名参加 夏のお楽しみ会:120名参加 「地域コーディネーターによる中学生おはなし会研修会」:46名参加 「中学生によるおはなし会」:9名 「銀河鉄道の子」DVD上映会:130名参加 「秋の読書週間記念ぬいぐるみお泊まり会」:12名参加 「冬のおたのしみ会」:55名参加 他、年間を通じて司書のおすすめ本の展示やリストの配付を実施 	B	引き続き年間を通じた子ども読書活動推進事業として、市内の認定こども園等で「おはなし会」を開催し、市内で活動する絵本の読み手サークルを派遣するとともに、中部エリアコミュニティーセンターで毎月「おはなし劇場」を開催し、今後も幼少期から絵本に触れる機会を提供していく。また、読書週間や子ども読書の日などの読書に関する記念日に関連した記念事業を企画する。ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)での事業については、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)が、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間休館のため、実施不可能となる。
<ul style="list-style-type: none"> ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)では、市内図書室を市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実にも努めるとともに、図書館司書等による読み聞かせのほか事業やイベントホールでの絵本作家講演会等も行っていきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	上段と同じ	上段と同じ	B	上段と同じ				

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	評価	今後の方針
32	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	中学校校区連携推進協議会(すこやかネット)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となった中学校校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動を開催していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	市立施設においては、中学校校区連携推進協議会に参加している施設については、年に数回開催される中学校校区連携推進協議会の場で認定こども園が実施している子育て支援等に関する情報提供等を行った。 中学校校区連携推進協議会に全ての市立・私立認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所が加入している訳ではないが、加入している施設においては、右記のような取組みを実施した。	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。 今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となった中学校校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動を開催していきます。 	学校教育課	各中学校校区連携推進協議会及びさつき学園学校運営協議会に学校支援地域本部を置き、学校支援コーディネーターの連絡・調整により、学校支援ボランティアが学校の求めに応じた教育支援活動を実施した。	B	平成30年度より、さつき学園において学校運営協議会制度を導入したことにより、保護者や地域住民等によるさらなる学校支援活動の充実について協議を進めているところである。 今後、他の中学校区においても中学校校区連携推進協議会の開催を通じ、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動等の取組みの推進を図る。
				<ul style="list-style-type: none"> 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となった中学校校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動を開催していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	教育コミュニティづくり会議に参加し、学校支援地域本部や放課後こども教室と連携し情報交換を行った。 また、構成メンバーに対し、年間を通じて、大阪府からの情報提供(親学習リーダー・地域コーディネーター養成講座、研修会、交流会等)を行い、各中学校区において人材が育成されるよう学習機会の提供に努めた。	B	親学習リーダーや地域コーディネーター等、地域で活動する人材が育成されている。引き続き関係各課と情報共有を行うほか、地域での活動をサポートしていく。
				<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が、授業学習補助や学校の環境整備、登下校の安全パトロールなどの支援をしていくため、学校支援コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となって、地域の絆づくりと地域の教育力の向上を図っていきます。 	学校教育課	学校支援コーディネーター33名を中心として、各中学校区におけるボランティアの協力のもと、登下校時の見守り活動、授業や放課後の学習支援活動、学校図書館の整理・貸出補助・読み聞かせ、花壇の整備、植栽剪定等の支援を実施した。	B	今後、保護者や地域住民等による学習補助や学校の環境整備、登下校の安全パトロール等の支援を一層充実させるため、学校支援コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となって、地域の絆づくりと地域の教育力向上の推進に努める。
33	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	学校評議員制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員は、保護者や地域の人々の意見を幅広く聞くためのものであり、意見を積極的に聞くことで学校運営の改善に活かしていきます。 	学校教育課	各校において、一層の学校運営の改善に向け、校長の求めに応じ、校長が推薦した評議員から学校運営に関して意見を聴いた。	B	今後、学校運営を進めるにあたり、保護者や地域住民等の意見を幅広く聞くため、校長が積極的にその意見を聞くことで学校運営の改善等に取り組んでいく。 またその際、令和2年度の全中学校区における学校運営協議会制度の導入により、学校評議員制度に係る内容についても協議内容に含められるよう検討を進めていく。
34	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	校内相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校において相談窓口を設置し、相談に応じていくことで、セクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の予防と早期発見に努めます。 	学校教育課	児童生徒及び教職員の人権侵害に対する窓口を各校に設置し、啓発するとともに、周知の徹底を行った。	C	今後、市立学校全校において相談窓口を設置し、相談に応じて対応を進められるよう、セクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の未然防止と早期発見に努める。
35	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	人権侵害防止のための研修	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利擁護について、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を未然に防止するため、各市立小・中学校において教職員への研修を実施するとともに、市教育委員会主催による研修も実施していきます。 	学校教育課	各校が体罰、セクシュアル・ハラスメントの未然防止等の研修を年間1回以上行うとともに、セクシュアル・ハラスメントやいじめ防止に関する市教育委員会主催の研修を行った。	B	今後引き続き、子どもの権利擁護について、体罰やセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害を未然に防止するため、各校における教職員への研修を実施するとともに、市教育委員会主催による研修のさらなる充実を図る。
36	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	教職員の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園・小・中学校の課題やニーズに応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図るなど、教育指導体制の充実に努めます。 	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、市立学校の課題やニーズに応じた研修を実施している。	B	平成31年度も、新学習指導要領のスムーズな実施に向けて、新学習指導要領改訂のポイント、特別の教科道徳、プログラミング教育等の研修を行う。
37	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 教育センターに専門相談員を配置し、不登校・いじめ、学習・進路、特別支援教育等に関して、市立小・中学校に通う子ども、その保護者や教職員からの相談に応じます。 市立小・中学校に、子どもの心理に関して高度な専門知識と経験を有するスクールカウンセラー(臨床心理士)を派遣し、市立小・中学校に通う子どもへのカウンセリング、その保護者や教職員への助言や支援を行います。 	教育センター	教育センターにて、教育専門相談員8名による面接相談を808件実施。また、府の委託事業を受託し、不登校児童へのアウトリーチ型支援の研究を行う。小学校2校に教育専門相談員2名を1名ずつ派遣。各相談員7月から3月にかけて家庭訪問等相談活動を実施。 各中学校区、義務教育学校にスクールカウンセラーを計8名配置。各カウンセラー年35回、1回あたり6時間の相談活動を実施。	B	教育センターにおける教育相談が、平成29年度相談件数が794件だったのに対し、平成30年度は808件(不登校等183件・発達等625件)と増加した。 今後、複雑・多様化する教育相談のニーズに適切に対応できるよう、効果的に事業実施していく必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> 学生フレンド(学生ボランティア)が、市立小・中学校に通う子どもの不登校の家庭を訪問するなどを通じ、話し相手・相談相手となって、学校復帰に向けての支援を行います。 	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、計画通り教育相談事業を実施している。	B	各校のニーズに対応できるよう、今後もホームページ・広報もりぐちに掲載、FM/ハナコで宣伝、大学にポスター掲示、教育実習生にチラシ配付などを行い、学生フレンドの確保を図っていく。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の取組内容	平成30年度実績	評価	今後の方針
38	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	適応指導教室	■ 不登校で悩む市立小・中学校に通う子どもに、教育相談や集団生活への適応指導等を行い、学校復帰への支援を行います。	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、計画通り教育相談事業を実施している。	通室児童生徒:13名 中3生全員進路決定	B	学校、学級担任とより一層連携しながら、相談者のニーズに応じて支援し、学校復帰に向け取り組んでいく。
39	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	就学援助費	■ 経済的な理由により就学困難な市立小・中学校に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助していきます。	学校教育課	経済的な理由により就学困難な市立学校に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助した。	小学校等総計:1,326人 中学校等総計:645人	B	今後も一層関係機関と連携しながら継続し実施していく。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 <推進項目4. 思春期保健対策の充実(No.40-No.43)>									
40	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	「喫煙防止教室」の開催		学校教育課	薬物乱用防止教室にて喫煙防止教育もやっている。	守口市立学校 各校1回	B	引き続き、関係諸機関と連携し子ども主体の内容にするなどの工夫をしながら開催していく。
41	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	「薬物乱用防止教室」の開催等	■ 市立小・中学校で、ボランティア団体や保護司会、更生保護女性会等の協力を得て「薬物乱用防止教室」を開催していきます。	学校教育課	小学校等5年生は守口ライオンズクラブを、中学校等では守口地区保護司会(薬物乱用防止指導員)を講師として招聘し開催した。	守口市立学校 各校1回	B	引き続き、関係諸機関と連携し子ども主体の内容にするなどの工夫をしながら開催していく。
41	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	「薬物乱用防止教室」の開催等	■ 市立小・中学校の授業において、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用や喫煙を未然に防止することを目的とした指導を行います。また、受動喫煙も含め、健康に与える影響についても、引き続き周知、啓発していきます。	学校教育課	上記、薬物乱用防止教室において周知、啓発を行っている。	守口市立学校 各校1回	B	引き続き、関係諸機関と連携し子ども主体の内容にするなどの工夫をしながら開催していく。
42	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	「非行犯罪防止教室」の開催等	■ 市立小・中学校で、枚方少年サポートセンターや守口警察少年保等の協力を得て「非行防止教室」を開催していきます。	学校教育課	小学校等5年生は枚方少年サポートセンターが、小学校等6年生では守口警察署生活安全課が非行防止教室を開催。中学校等では、枚方少年サポートセンター、守口警察署、守口地区保護司による非行防止教室を開催した。	守口市立学校 各校1回	B	引き続き、関係諸機関と連携し子ども主体の内容にするなどの工夫をしながら開催していく。
42	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	「非行犯罪防止教室」の開催等	■ 市立小・中学校の授業において、万引きや窃盗、ひったくり、喫煙等の少年の非行を未然に防止することを目的とした指導を行います。	学校教育課	上記、非行防止教室において、指導を行っている。	守口市立学校 各校1回	B	引き続き、関係諸機関と連携し子ども主体の内容にするなどの工夫をしながら開催していく。
43	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	性に関する学習	■ 市立小・中学校において、保健体育等の時間を中心に、発達段階に応じたカリキュラムを編成し、教科書、性教育副読本等を活用し、性に関する学習に取り組んでいきます。	学校教育課	養護教諭による授業の実施や、保健体育科での授業を通して、子どもの発達段階に応じて実施した。	学習指導要領に沿って、全校において実施した。	B	今後も児童生徒の発達段階に合わせた適切な指導の実施に向け、指導・助言していく。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 <推進項目5. 次代の親の育成支援(No.44-No.45)>									
44	子どもの豊かな成長支援	次代の親の育成支援	男女平等教育の推進	■ 幼少期からの男女共同参画の意識形成に向けて、学校教育において男女平等教育を推進していきます。	学校教育課	キャリア教育等を通して、男女平等に関する内容を扱うとともに、多様な性について文書等を通じて周知を行った。	関係諸団体とともに、男女平等に関する研修等を複数回実施した。	B	今後も小学校段階からの男女共同参画の意識形成に向け、各校及び市全体の取組みとして男女平等教育の推進を図る。
45	子どもの豊かな成長支援	次代の親の育成支援	乳幼児とのふれあい体験	■ 市立中学校では職場体験等の一環として、認定こども園、幼稚園および保育所を訪問し、幼い子どもとふれあう機会を持つことで、中学生が子どもを生み育てることの意義を深く理解し、男女が共同して家庭を築く大切さを感じることができる取組みを推進していきます。	学校教育課	中学校及び義務教育学校後期課程においても、絵本の読み聞かせや家庭科の体験実習等の交流の機会も持つことができた。	中学校及び義務教育学校後期課程:3校	B	今後も、市立中学校等において、職場体験等を通じて認定こども園等に在籍する幼児とふれあう機会を持つことで、生徒が子どもを生み育てることの意義を深く理解し、男女が共同して家庭を築く大切さを感じることができる機会の充実に努める。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 <推進項目6. 食育の推進(No.46-No.50)>									
46	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	両親教室等の活用	■ 両親教室の機会を捉えて妊娠中の食生活について指導していきます。	健康推進課	生涯にわたる健康の基礎となるよう、両親教室にて妊娠中からの食生活や栄養指導を実施している。平日版では栄養士の講習を実施した。日曜版では食生活についての資料を配付し情報提供を行った。	参加128組	B	今後も両親教室の機会に栄養指導を継続する。また、妊婦の配偶者の参加も増えているため、配偶者に対しても食生活や栄養についての意識づけの機会となるよう、内容の充実を図る。 ※7月以降子育て世代包括支援センターが実施主体として継続実施していく予定
				■ 離乳食講習会や乳幼児相談、乳幼児健診等で、個々に合わせた食生活指導の実施に努めます。	健康推進課	月齢に応じた離乳食講習会を前期(生後5~8か月頃)と後期(生後9か月~1歳6か月頃)に分けて実施し、調理実演や離乳食の試食を実施し、個別相談を実施している。 育児相談では個別栄養相談を実施している。 乳幼児健診では、4か月児健診は集団で離乳食の進め方について説明している。個別栄養相談は、4か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳6か月児健診・フォロークリニックで保護者から相談があった場合に実施している。 未熟児教室では、集団および個別栄養相談を実施している。アレルギー喘息健康相談では、アレルギー予防のための離乳食の進め方を説明した後、個別栄養相談を実施している。 その他、母子保健事業時や電話や来所での栄養相談について随時対応している。	離乳食講習会:年間16回開催、計197名 育児相談:年間12回開催、計131名 4か月児健診:年間36回開催、計1,047名 乳幼児健診:個別栄養相談 計230名 未熟児教室:年間11回開催、計45名 アレルギー喘息健康相談:年間12回開催、計51名参加	B	今後も離乳食講習会や乳幼児健診等の栄養相談を継続し、健やかな食生活が送れるよう、個々に合わせた栄養指導を継続していく。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	平成30年度実績	評価	今後の方針
47	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	就学前における食育	■ 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、「食」を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、家庭や地域と連携した食育に取り組みます。	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。	「市立施設」 ・毎日の給食時に献立表などを活用して給食に入っている食材等について話を機会を設け、興味を持つよう日々の保育で食育指導を行った。 ・給食や野菜の栽培・調理を通して食に関する知識や食べる事に興味を持つ取組みを随時実施。 「私立施設」(抜粋) ・食育活動の様子を「食育だより」を毎月発行することで、家庭にも「食育」に興味をもってもらう。又、野菜作りの仕方を、農協の方に来てもらい、指導を受けた。 ・年間食育計画を立て、「食」を楽しみ、菜園活動・クッキングを取り入れた。	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取組みにより実施されている。 今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
48	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	小・中学校における食育	■ 市立小・中学校では全教育課程において、食育全体計画をもとに、各校が特色のある食に関する指導に取り組んでいきます。	学校教育課	小学校及び義務教育学校前期課程の全校において、全体計画、年間指導計画を作成し、栄養教諭による授業の実施や、家庭科での授業などを通して、子どもの発達段階に応じて実施した。	学習指導要領に沿って、全校において実施した。	B	市立学校における全教育課程において、食育全体計画をもとに、特色のある食に関する指導に取り組まれているところであり、今後も、栄養教諭等との連携を図りながら、さらなる取組みの充実に努める。
				■ 市立中学校では給食だより等のお便りにより、家庭に対する食生活についてのワンポイントアドバイスや給食の栄養バランス、食の大切さを伝えていきます。	学校教育課	中学校及び義務教育学校後期課程では月に1回程度のペースで給食だより等のお便りを発行し、食の大切さを伝えた。	全校にて実施	B	栄養教諭等を中心に、担当教員が主となり給食だより等を発行することにより家庭に対する食生活についての情報共有等が図られており、今後も生徒のみならず、保護者や地域住民等に対しても給食の栄養バランスや食の大切さを伝える取組みの推進を図る。
				■ 市立小学校では、給食委員による献立紹介により食についての関心を高めていきます。	学校教育課	小学校及び義務教育学校前期課程の全校において、給食委員による献立紹介等を行った。	全校にて実施	B	すべての小学校等において、給食委員による献立紹介や放送による食に関する情報の発信等、児童の興味・関心を高める取組みが進められており、今後もその推進に努める。
49	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	中学校における食育		学校教育課	中学校及び義務教育学校後期課程の全校において、全体計画、年間指導計画を作成し、担当教員を中心に全教職員が教科指導、給食指導等を通じて、食に関する指導を行った。	全体計画、年間指導計画、食育推進体制の整備:全21校にて作成	B	すべての中学校等において、全体計画・年間指導計画を作成しており、今後も担当教員を中心に全教職員が教科指導、給食指導等を通じた食に関する指導の充実に努める。
50	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	食生活に対する知識の普及		学校教育課	全校において、全体計画、年間指導計画を作成し、全教職員が教科指導、給食指導等を通じて、食に関する指導を行った。 また、保健指導等を通じて、食生活を含む健康な生活についての指導を行った。	全体計画、年間指導計画、食育推進体制の整備:全21校にて作成 保健指導は、各校が年間計画に沿って複数回実施。	B	全校において、全体計画、年間指導計画を作成し、全教職員が教科指導、給食指導等を通じた食に関する指導や保健指導等を計画的に実施しており、今後も、食生活を含む健康な生活についての指導の充実に努める。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 <推進項目7. 特別な支援が必要な子どもへの対応 (No.51-No.57) >									
51	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	乳幼児の健康診査	■ 市内全乳幼児の健康診査を実施し、疾病の早期発見や運動発達や精神発達等において遅れの疑いがあるかどうかの評価に取り組み、支援が必要な子どもとその保護者に対して適切な対応を行っています。	健康推進課	乳幼児健診等で発達の遅れや偏りが疑われる児について、個別の発達相談を実施した。さらに作業療法士による手先や運動面、言語聴覚士による言語面についても必要時発達相談を実施している。 切れ目ない支援を行うために、平成27年度より5歳児健康診査を開始し、保護者の同意に基づき、認定こども園、教育委員会などとも情報を共有し、就学に向けた継続支援を行なっている。	平成30年度個別発達相談の来所者数 実613件、延786件 運動面、手先の発達相談:実57件、延61件 言語面の発達相談:実50件、延55件	B	発達の支援が必要な子どもとその保護者に対して、個々の発達に応じた適切な支援や対応(個別の発達相談を通しての助言、結果について必要時は情報提供書作成等)を行うよう努める。 ※7月以降子育て世代包括支援センターが実施主体として継続実施していく予定
52	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	児童発達支援	■ 多様な障がいに対応した専門的な発達支援を行うとともに、療育支援施設である市立わかさ・わかさぎ園の役割についてさらなる啓発に努めます。	子育て支援課(わかさ・わかさぎ園)	関係機関等と連携をとりながら、随時見学を受付、療育が必要な子どもに対して入園につなげた。	「児童発達支援」(通園支援)71名:226日/年 (個別療育支援)5名:23日/年	B	引き続きホームページや広報を活用し、登園の啓発に努めます。
53	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	地域の障がいのある子どもへの支援	■ 市立わかさ・わかさぎ園を拠点として、障害児相談支援、保育所等訪問支援、外来療育等を実施し、通園児に限らず地域の障がいのある子どもへの支援を行っています。	子育て支援課(わかさ・わかさぎ園)	障がい児相談支援として計画相談を中心に相談支援を行ない、子どもに応じた支援の提供に繋がるよう取り組んだ。また、保育所等訪問支援事業として、所属する保育施設・学校等に向いて支援したり、外来療育支援として小グループでの集団療育支援を行った。また、ホームページに当該事業内容等を掲載した。	「障がい児相談支援」(利用者数)362人 (相談件数)2,601件 「保育所等訪問支援」【認定こども園:5人、保育園1人小学校2人】(利用者数:8人、訪問回数:34回) 「外来療育」(ぞうさんグループ等:当園にて) 開催日数:前期13人15回、後期12人15回 延280人 (ニコニコキッズ等:保健センターにて) 開催日数:前期7人15回、後期7人15回 延115人	B	引き続きこどもに応じた相談等の応援支援を充実させるよう努めます。
54	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	就学指導	■ 市立小学校への就学に備え、必要に応じて、子どもとその保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導を行っています。	学校教育課	就学及び就園予定である幼児、児童、生徒に関する適切な就学及び就園指導を行うため、障がいのある幼児、児童、生徒の就学及び就園相談に関する事項、実態把握に関する事項及び就学及び就園後の支援体制ならびに教育内容等に関する事項等について調査、審議した。	委員会 3回(8月・12月・2月) 研修 1回(10月)	B	今後も、市立小学校等への就学に備え、必要に応じて、子どもとその保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導の充実に努める。
55	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	特別児童扶養手当	■ 精神または身体に障がい有する20歳未満の者の福祉の増進を図ることを目的に、これらの者を家庭で監護、養育する父母等に手当を支給していきます。	子育て支援課	市広報誌にて制度の案内をするとともに、必要条件を満たす人に手当の支給を行っている。	受給者: 374人(平成31年3月末現在) 4月、8月、11月の3回に分けて支給	B	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)等の法令の定めに基づき、手当を支給していく。
56	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	障害児福祉手当	■ 重度障害児の福祉向上を図ることを目的に、精神または身体に重度の障がい有するため、日常生活で常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給していきます。	障がい福祉課	① 対象者に対し、年4回、3ヶ月分の手当を支給済みである。 ② 広報やホームページ掲載及びわかさ・わかさぎ園にて保護者を対象に、手当等のサービスについて説明会を実施するなど制度啓発に努めた。 ③ 新規及び再認定において最重度の療育手帳所持児童に対し、受給申請を行うよう勧奨に努めた。	① 年4回(2・5・8・11月)各3ヶ月分の手当を支給 ② 説明会開催(6月):参加者約20名 ③ 集計なし	B	認定基準が複雑なため個別の案内は困難であるが、引き続き説明会を行い、制度の啓発を行う。 また、申請勧奨を行っているが、未だ申請に至っていない対象者に対し、再度勧奨を行う等努める。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の取組内容	平成30年度実績	評価	今後の方針
57	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	障がい福祉サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの状況や家庭の状況等により、居宅介護(ホームヘルプ)や移動支援事業(ガイドヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、日中一時支援事業等の福祉サービスを実施し、障がいのある子どもの地域生活を支援していきます。 	障がい福祉課	平成29年度に、市内に短期入所事業所が開設されたことにより、利用者の自立や家族のレスパイトを目的として、利用するケースが増加している。 日中一時支援事業については、市内に児童を対象とした事業所はなく、代替として放課後等デイサービスの利用が増加している。	居宅介護事業所、移動支援事業所：複数あり 短期入所事業所：児童を受け入れている事業所1ヶ所 日中一時支援事業所：児童の受け入れ先はなし	B	それぞれのケースのニーズに応じて、居宅介護、移動支援、短期入所等、各種サービスを支給する。 医療的ケアが必要な児童については、市内に短期入所の受け入れ先がないため、相談支援事業所と連携しながら、近隣市も視野に含めて、適切なサービス利用に繋がるよう支援する。
				<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービスの充実を図り、緊急時の対応ができるサービスの充実についても検討します。 	障がい福祉課	平成31年3月末時点で、市内の放課後等デイサービス事業所数は21ヶ所あり、専門的な訓練を提供する事業所や医療的ケアにも対応できる事業所など、療育内容も多岐に渡っている。放課後等デイサービス事業所交流会で、各事業所の取組を把握することに努めている。	放課後等デイサービス事業所数(平成31年3月末時点)：21ヶ所 放課後等デイサービス等事業所交流会：平成31年2月14日実施	B	相談支援事業所との連携のもと、利用者の障がい特性や家族の状況に応じた放課後等デイサービスの利用ができるよう支援する。 緊急時対応については、短期入所事業所を中心に、引き続き機能させていきたいと考える。
【施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり】 <推進項目1. 子どもの安全確保(No.58-No.60)>									
58	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもの安全確保	不慮の事故への対応	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や保健指導の機会を活用して、新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。 	健康推進課	4ヶ月児健診の際に、事故予防に関するリーフレットを配布し、パネルや母子健康手帳を活用しながら集団指導で家庭内の事故防止について啓発している。乳幼児健診の間診票の質問の中で「家庭内での事故予防対策をしていますか」「これまでにあった事故の有無」を聞き取り、現状把握と事故予防の意識付けを行っている。	4ヶ月児健診： 年36回開催、受診者1,047名/案内数1,063名 受診率98.5% 1歳6ヶ月児健診： 年24回開催、受診者数1,106名/案内数1,029名 受診率93.1% 2歳児歯科健診： 年24回開催、受診者数936名/案内数1,058名 受診率89.2% 3歳6ヶ月児健診： 年24回開催、受診者数915名/案内数1,048名 受診率87.3%	B	健診時の質問項目から意識付けしてもらうよう引き続き取り組む。 またリーフレットや集団指導の場を活用し、事故予防の啓発と知識普及に引き続き努める。
59	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもの安全確保	交通安全教室等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 警察の協力を得て、認定こども園、幼稚園および保育所の園児や市立小学校に通う1年生に対して、安全な歩行の指導を行っています。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。	「市立施設」 ・警察等に協力を依頼し、年1回以上、交通安全指導を実施。 「私立施設」 ・多くの施設で、警察による交通安全指導を実施した。	B	各施設において計画に掲げた内容について、取組み実施されている。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 守口市立小学校1年生及び義務教育学校前期課程1年生を対象に、守口警察署と協力して交通安全教室を実施した。安全な歩行について、校庭や体育館で実技指導を実施した。 	保健給食課	守口市立小学校及び義務教育学校全14校で、守口警察署と協力して実技指導を実施した。(実技指導：11校、講義：3校)	B	継続して守口警察署と協力し、全校で実技指導を実施できる体制を維持する。	
				<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校に通う3・4年生に対して、安全な自転車の乗り方の指導を行っています。 	保健給食課	守口市立小学校3年生または4年生及び義務教育学校前期課程3年生または4年生を対象に、守口警察署と協力して交通安全教室を実施した。安全な自転車の乗り方について、校庭での実技指導や教室等での講義を実施した。	守口市立小学校及び義務教育学校全14校で、守口警察署と協力して実技指導を実施した。(実技指導：6校、講義：8校)	B	継続して守口警察署と協力し、全校で実技指導または講義を実施できる体制を維持する。
				<ul style="list-style-type: none"> 地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所および市立小学校が主体となり、交通安全指導を行っています。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。	「市立施設」 警察の協力を得て安全教育を実施し、横断歩道の渡り方、信号についての指導を行った。また、園でも紙芝居やお話しなどで交通ルールについての指導を行った。お散歩時などにも保育士が交通ルールなどの指導を行った。 「私立施設」(抜粋) ・模擬道路で歩行訓練を行った。 ・紙芝居を使つての交通安全指導を実施した。 ・DVDで指導するとともに、実際に散歩などを通じて指導を行った。	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 指導部保健給食課が窓口となり、守口警察、守口自動車教習所と連携した交通安全教室を開催した。 	学校教育課	守口市立小学校及び義務教育学校 各校2回 守口市立中学校 各校1回	B	今後も関係機関と連携しながら継続実施していく。	
<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室を保護者等に見ていただいたことで、児童のみならずその保護者等にも交通安全指導の重要性を認識してもらった。 	保健給食課	交通安全教室(自転車)：1校	B	保護者や地域ボランティア等との連携を深め、地域に開かれた交通安全教室の実施を目指す。					
60	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもの安全確保	公園遊具の更新および管理	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したブランコ等の遊具を公園施設長寿命化計画に基づき、より安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新していきます。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。 	公園課	老朽化した公園内の遊具について、長寿命化計画に基づき撤去・更新の工事を行った。また、公園施設・遊具は日常管理に加え、日常点検と定期点検を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画に基づく遊具撤去・更新工事 市内公園36箇所/撤去48基/設置6基 公園施設・遊具の日常点検 点検回数4回/年 公園施設・遊具の定期点検 点検回数1回/年 	B	引き続き、長寿命化計画に基づく遊具の撤去更新工事および実施を推進する。 長寿命化計画については、計画策定以降の老朽化により危険度が高くなっている遊具もあるため、現在の老朽化状況に見合った長寿命化計画となるよう見直しを行う。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	評価	今後の方針	
【施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり】 < 推進項目2. 安全・安心のまちづくりの推進(No.61-No.65) >									
61	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	学校等の危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小・中学校において、危機管理マニュアル等に基づいた危機対策の強化を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。	<ul style="list-style-type: none"> 「市立施設」 <ul style="list-style-type: none"> ・火災や地震等の災害に応じて、様々な時間帯での発生を想定した防災訓練を各施設において実施。 「私立施設」(抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・自園の危機管理マニュアルに基づき、事故チェックリストを作成しながら安全な環境のもと、保育を実施した。 ・災害マニュアルの見直しを行い、守口市の防災ハザードマップに沿った園独自の危機管理マニュアルの作成に取り組んだ。 	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
					学校教育課	各校で策定している危機管理マニュアルに基づき、自然災害を想定した避難訓練を2回以上実施している。	守口市立学校各校で避難訓練の実施回数 2回以上	B	今後も様々な自然災害を想定した避難訓練を実施し、危機管理マニュアルの見直し、改善を行うようにしていく。
62	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	不審者情報等連絡網	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小・中学校から不審者発生等の連絡を受けた場合は、速やかに各施設へ注意喚起を行っています。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	不審者発生等の連絡があれば市内の全ての教育・保育施設に連絡を行い、注意喚起を行った。	不審者情報があった際に、随時、速やかに実施。	B	不審者情報があった際には、早急に市内施設に連絡を行った。今後も引き続き継続して実施していくとともに、より迅速な情報発信ができるような体制について検討していく。
					学校教育課	FAXによる連絡を行っている。緊急性が高い場合はメールや電話連絡を行っている。連絡ののち、ホームページにて情報提供を行っている。	不審者情報 55件	B	引き続き、FAX、メール、電話連絡及びホームページ掲載により情報提供を行っている。
					学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府警の安まちメールの活用も呼びかけていきます。 	小学校において1校、中学校において2校が安まちメールを学校全体で活用しており、それ以外の学校については、安まちメールと併用して、PTA等が協力し、学校独自の連絡網により不審者情報の共有を行っている。	守口市立学校において全校が活用している。	B
63	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	不審者対応防犯訓練	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小・中学校において、不審者対応マニュアルを活用し、警察等の協力を得ながら、不審者侵入時の対応に関する訓練を実施していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 「市立施設」 <ul style="list-style-type: none"> ・どの施設においても年に最低1回は不審者の侵入に備えた訓練を実施した。 「私立施設」(抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応マニュアルに沿って、避難訓練の中に不審者訓練も含め実施。 ・警察の協力のもと、防犯教室を開催。 	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取り組みにより実施されている。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
					学校教育課	各校において、不審者対応の避難訓練等を実施及び、マニュアルの見直しを行っている。	守口市立学校 各校1回	B	今後も一層関係機関と連携しながら継続実施していく。
64	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	子どもを守る防犯声かけパトロール	<ul style="list-style-type: none"> PTAおよび地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進していきます。 	学校教育課	守口市立小学校及び義務教育学校において年1回実施し、通学路の安全点検を地域及び関係機関と行うことができた。	守口市立小学校及び義務教育学校 各1回 天候不良により未実施の場合は、学校のみで安全点検を実施した。	B	今後も一層関係機関と連携しながら継続実施していく。
65	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	防犯カメラによる監視	<ul style="list-style-type: none"> 全市立小・中学校に設置された防犯カメラで、不審者の侵入防止に努めます。 	学校管理課	小中学校等に設置した不審者対策のための防犯カメラを利用し、安全な教育環境づくりに努めた。	平成30年4月に開校するよつば小学校及び寺方南小学校の新校舎に防犯カメラを設置した。(よつば小学校:3台、寺方南小学校4台)	B	今後も引き続き設置済の防犯カメラを利用し、安心・安全な教育環境づくりに努める。
【施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり】 < 推進項目3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進(No.66-No.68) >									
66	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	書店・コンビニ・商業施設等の立入調査	<ul style="list-style-type: none"> 青少年育成指導員連絡協議会の協力を得ながら大阪府政策企画部青少年・地域安全室と共同で、青少年の利用が多く、青少年の育成に大きく影響する書店・コンビニ・商業施設等への立入調査を実施し、書店・コンビニ等に対しては陳列や販売方法等の自主的措置を働きかけていきます。また商業施設等に対しては夜間の立入制限の状況を把握していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	青少年育成指導員が、府実施の青少年社会環境実態調査に伴い、図書類販売、貸付店舗及び夜間立ち入り制限施設に対して立ち入り調査を行った。	青少年社会環境実態調査(平成30年7月～11月) 対象店舗:コンビニ53、書店4、レンタルビデオ店0、夜間立ち入り制限施設(カラオケボックス、ボウリング場等)7	B	本市青少年が健全に成長できる環境づくりを効果的に促進するため、引き続き大阪府、大阪府青少年指導員連絡協議会及び本市青少年育成指導員連絡協議会と連携し、関係事業者の営業状況等の実態調査に努める。
67	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	インターネット上の有害情報対策のための講演会・研修会への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> SNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、青少年団体関係者が、専門家によるインターネット等における有害情報への接続防止等に関する講演会・研修会へ参加するよう促進していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	青少年育成指導員を中心に、12月に実施された大阪の子どもを守るネット対策事業実行委員会主催のOSAKAスマホサミットへの参加募集を行った。また、フィルタリングサービス加入啓発リーフレットの配布を行った。	OSAKAスマホサミット2018 平成30年12月2日(日) 会場:大阪市立子ども文化センター	B	関係機関の当該関連研修等の把握に努め、研修機会の拡大につなげる。有害情報がPCやスマートフォン等を通じて青少年の目に届かないようにするため、家庭内にてブロックするフィルタリングサービス加入啓発リーフレットの配布を引き続き行い、情報提供を行っていく。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の取組内容	平成30年度実績	評価	今後の方針
67-2	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ICT教育の導入やSNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、教職員向けに講座や研修会を実施していきます。 	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、計画通り研修会を実施している。	研修会(11月):54名参加 (1月):60名参加 (2月):60名参加	B	子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応して、研修内容を検討していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが適切にインターネットを利用できるよう、子ども自らがスマートフォンやSNS等の使用について考える機会を提供したり、保護者等に向けてフィルタリングの啓発を行うなど、出前授業を行っていきます。 	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、要請があった学校で出前授業を実施している。	出前授業:0校	B	今後も学校に情報提供し、要請に応じて、出前授業を実施していく。
68	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	青少年の非行防止活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 青少年問題協議会委員や青少年育成指導員が中心となって、街頭啓発活動(7月)、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(11月)、「子ども・若者育成支援強調月間」に街頭指導を実施するなど、学校と地域が連携を密にしながら、市全体で少年非行の防止活動に取り組んでいけるよう努めます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	青少年育成指導員が中心となり、街頭啓発活動や、街頭指導を随時指導し、少年非行の防止活動に取り組んだ。	7月・11月強調月間運動に係る校区啓発活動: 計8校区、街頭パレード延8回実施	B	今後も青少年育成指導員連絡協議会や地域関係団体と連携を図りながら、更なる啓発活動の増加を働きかけていく。
【施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進】< 推進項目1. 人権擁護の推進(No.69-No.75)>									
69	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権啓発のための講演会および研修会	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間、人権週間等を利用して、市民を対象とした講演会等を開催し、さまざまな人権課題に対する意識向上を図ります。 	人権室	市民を対象に、男女共同参画意識の推進、障害者差別の解消に向けた取組の推進を目的として、「男女共同参画週間記念のつどい」、「eセミナー」、「eセミナー」5回シリーズ(10/2、10/16、10/23、10/30、11/6)参加者:287人 「eセミナー」1回(12/8)参加者:373人 それぞれの事業は予定を超える参加者があった。	「男女共同参画週間記念のつどい」1回(6/16)参加者:115人 「eセミナー」5回シリーズ(10/2、10/16、10/23、10/30、11/6)参加者:287人 「eセミナー」1回(12/8)参加者:373人 それぞれの事業は予定を超える参加者があった。	B	さまざまな人権課題がある中で、インターネットによる人権侵害問題や子どもの人権、また性的マイノリティの方の人権問題にもさらに焦点をあてた講演会等を行っていく。
70	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもが生命の尊さや他者への共感を大切にできる態度等を身につけることができるよう、市立幼稚園および市立保育所で発達段階に応じた人権教育を充実していきます。また、市立小・中学校に通う子どもがさまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう、市立小・中学校で人権教育を充実していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	子どもの発達段階に応じた人権教育を充実させるために職員に対して人権教育の研修等を実施した。研修では、日々の保育の中で子ども一人一人の人権を大切に考え、教育・保育を実施する視点ももてることを第一に考えた研修内容であった。	日々の教育・保育を行う中で、人権についてを念頭に置き、どのような保育を行っていくかを職員同士で話し合うなどし、それを実践に繋げていった。	B	毎年保育教諭等が人権に係る研修を受講し、人権教育の充実に努めている。今後も子どもの人権教育の更なる充実に向け、研修等を実施していく。
					学校教育課	各校が学校教育計画において、就学前も含めたそれぞれの発達段階に応じた内容を系統立て、全教科にわたり教育活動全体を通しての人権教育を実施している。また、各中学校区等においても研究会を実施している。	教職員を対象に、関係諸団体と連携した研修の実施	B	就学前の子どもたちも含め、すべての子どもたちが生命の尊さや他者への共感を大切にできる態度等を身につけることができるよう、今後も関係課及び就学前施設との連携を深めつつ、人権教育に係る取組の充実に努める。
71	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権啓発作品の募集	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学生による人権啓発標語やポスター、作文の募集・発表等を通じて、人権意識の高揚を図るとともに、応募協力についても広く呼びかけを行っていきます。 	人権室	守口市立学校の校長会で学校としての取組を依頼し、また広報等で市民への作品応募依頼を行っている。平成30年度は、「標語」であり、計1513点の応募があった。12月9日に開催した人権週間記念事業「eセミナー」で入賞した20人の表彰を行った。	平成30年度は「標語」であり、小学生1351点、中学生159点、一般3点の計1513点の応募があった。審査の結果、20人が入賞した。	B	応募数は一定数には達しているものの、応募校に限られた状況にあるため、応募校の拡大が必要である。
72	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権カレンダーの配布	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育の啓発を目的として、人権カレンダーを毎年作成し、市立幼稚園・小・中学校の新入生に配布し、あわせて市立幼稚園・小・中学校の各教室に掲示していきます。 	学校教育課	人権カレンダーを作成し、市立学校等の新入生、市立認定こども園の3歳児クラスの幼児の保護者及び私立認定こども園等(各園5部ずつ)に配布するとともに、掲示用として各学校等の学級数分を配布することによって、幼児児童生徒への人権教育の啓発を行った。	3,800冊作成(配付先) ・市立学校の新入生 ・市立認定こども園の3歳児クラス在籍幼児の保護者 ・市立学校等学級数部(掲示用) ・私立認定こども園等(各園5冊×25園) ・市役所総合案内 ・生涯学習・スポーツ振興課窓口、学校教育課窓口 ・市内コミュニティセンター	B	人権教育の啓発を目的として人権カレンダーを毎年作成しており、今後も、市立認定こども園や各校の新入生等に配布し、引き続き啓発に努める。
					学校教育課	また、市役所や公民館等に配置し、広く市民に届くように取組んでいます。	3,800冊作成(配付先) ・市立学校の新入生 ・市立認定こども園の3歳児クラス在籍幼児の保護者 ・市立学校等学級数部(掲示用) ・私立認定こども園等(各園5冊×25園) ・市役所総合案内 ・生涯学習・スポーツ振興課窓口、学校教育課窓口 ・市内コミュニティセンター	B	今後も、市役所やコミュニティセンター等に配置し、広く市民に周知できよう取組を継続する。
73	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権教育研修講座	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの人権教育が効果的に実施できるよう、市立小・中学校の教職員に対する研修を実施していきます。 	学校教育課	各校が学校教育計画にて、それぞれの発達段階に応じた内容を系統立て、全教科にわたり教育活動全体を通しての人権教育を実施している。また、各中学校区等においても研究会を実施している。	教職員を対象に、関係諸団体と連携した研修の実施	B	子どもたちへの人権教育がより一層効果的に実施できるよう、今後も、市立学校の教職員に対する研修の充実に努める。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	平成30年度実績	評価	今後の方針
74	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	在日外国人児童生徒交流会	<ul style="list-style-type: none"> 在日外国人の市立小・中学校に通う子どもの交流会を設けることによって民族としての誇りや自覚を育む機会を作っていきます。 	学校教育課	市内12校にワールドクラスや民族学級を設置し、外国にルーツのある児童生徒が、自らのルーツに誇りや自覚を育む機会を設けた。全校において、学校教育計画の中で在日外国人教育を取り扱っており、教育活動の中で実施した。	各校によって実施回数に違いはあるが、外国にルーツのある子どもたちが自己のアイデンティティの育成のため実施ができた。	B	市立学校に在籍する在日外国人児童生徒のための交流会等の機会を積極的に設けることにより、今後も自らのルーツに誇りや自覚が持てるよう、取り組みの充実を図る。
75	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	自立援助通訳派遣	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流センター等との連携を図りながら、帰国、渡日の市立小・中学校に通う子どもに対して、通訳を派遣していきます。 	学校教育課	外国から守口市立学校へ入学、又は編入学した児童、生徒で、日本語の理解が困難なため学習等学校生活を過ごす上で支障があると認める者が在籍する学校に通訳を派遣した。	小学校:3カ国7名 中学校:2カ国4名 を派遣	B	関係諸団体等との連携を一層深めつつ、帰国、渡日の児童生徒に対して、今後も通訳を派遣していく。
【施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進】<推進項目2. 児童虐待防止策の充実(No.76-No.81)>									
76	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	家庭児童相談	<ul style="list-style-type: none"> 地域に密着した子どもの専門相談機関として、18歳までの子どもについての悩みや問題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施していきます。 	子育て支援課	18歳までの子どもの養育について、面談や電話、訪問による相談を実施している。	相談件数:1,496件(平成31年3月末) (内訳:養護相談1,483件、障がい相談2件、非行相談1件、育成相談10件)	B	研修や関係機関との情報交換を行い、親等の子育ての不安を解消するスキルの向上につなげていく。
77	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	守口市児童虐待防止地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の未然防止を図るとともに早期発見と早期対策を目的とした守口市児童虐待防止地域協議会を設置し、関係各課や大阪府中央子ども家庭センター、大阪府守口保健所等関係機関との連携に努めます。 	子育て支援課	守口市児童虐待防止地域協議会における代表者会議や実務者会議を実施し、関係機関との連携により児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に取り組んでいる。また、児童虐待防止協会からの紹介で児童虐待対応外部アドバイザーに参加頂き、困難事例に対しての初期介入、台帳管理、アセスメント方法などの助言をもらっている。	代表者会議:1回(平成30年7月17日) 実務者会議:14回(月1回×12月+拡大会議2回) 外部アドバイザー派遣回数:10回	B	年々増加する虐待の通報や相談に迅速に対応するため、関係機関との連携をより一層強化していく。実務者会議では、困難事例について外部アドバイザーや関係機関とアセスメントする機会を増やしていく。
78	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	子ども虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポーター)	<ul style="list-style-type: none"> 地域において子育てに関わる悩みや問題を解決に向け、気軽に相談を受けてもらうため養成された子ども虐待防止アドバイザーと行政の連携を強化し、児童虐待の防止に努めていきます。 	子育て支援課	子ども虐待防止アドバイザーとの連携強化に向けて検討を行っている。	平成30年度守口市児童虐待防止地域協議会「地域における児童虐待の対応と関係機関の連携」(平成30年11月2日実施)に参加。	B	今後も児童虐待防止地域協議会研修会(年1回)に参加していただき、連携を図っていく。
79	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	児童虐待早期発見のための研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保育士や教職員、福祉・医療・保健・警察等関係機関に対して、児童虐待早期発見のための啓発や研修を進めていきます。 	子育て支援課	学校、保育所・幼稚園等、地域や関係機関の職員に向けてスキルアップとして研修会を実施している。	「地域における児童虐待の対応と関係機関の連携」 平成30年11月2日実施、参加者:105名 「虐待被害を疑ったときの聴き方」 平成31年2月5日実施、参加者:50名	B	児童虐待の知識を深めるとともに、関係機関との交流も交えて連携を図っていく。また、虐待被害を疑った際の児童への対応についても理解を深めることで、関係機関とのスムーズな連携と児童虐待予防につなげていく。
					学校教育課	子育て支援課を中心として、月に1回の実務者会議に参加し、関係機関等と情報共有を行いながら、一人一人の児童に対する対応について検討した。また、研修会を開催し、教職員の意識向上等を図った。	①「地域における児童虐待の対応と関係機関の連携について」 対象:守口市立学校園教職員 守口警察 守口消防署 民生児童委員等 ②「虐待被害を疑ったときの聴き方」 対象:子ども虐待防止・医療・保健・福祉・学校園の教員	B	児童虐待の早期発見のため子育て支援課を中心として、毎月の実務者会議に参加し、関係機関等と情報共有を行うとともに、研修会に参加した。今後も他部局等と情報共有や連携を図り 児童虐待の早期発見、未然防止の取組みを進めていく。
					子育て支援課	市民を対象とした児童虐待に関する研修会等を開催し、虐待が発生する背景やその特性等についての理解を深めていきます	市民向け研修会「幸せってなんだっけ?～人にも自分にもあたらぬ社会を目指して～」 平成30年6月29日実施、参加者:75名(一時保育:9名) 連続講座(全5回)「ペアレント・トレーニング連続講座～より良い親子関係づくりを目指して～」 平成30年10月11日～12月6日 隔週木曜日 受講者数:10名、一時保育:8名 連続講座(全7回) 前向き子育てプログラム「トリプルP」(スタンダード) 平成31年1月16日～2月27日 毎週水曜日 受講者数:12名、一時保育:5名	B	子育て中の親のニーズに沿って研修会の内容を検討し、子育て不安等の解消、児童虐待の未然防止につなげていく。また、子育て中の親により多く研修会に参加してもらうため、参加しやすい日時の設定と早い時期からの周知を行っていく。
80	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	乳幼児健診の実施と未受診者へのフォロー	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診のなかで虐待の早期発見に努めていきます。未受診者については、関係各課の協力を得て状況把握に努め、適切なフォローを実施していきます。 	健康推進課	今後も早期に未受診の対応をすると共に、健診の案内等に健診の必要性等を記載し、未受診者が減少するよう努めています。	H31年1月現在:72人追跡中 (368人中296日人確認済み)	B	乳幼児健診がスムーズに行えるよう、また、健診担当課とフォロー担当課が連携をはかり、早期に未受診者へのフォローが出来る様を実施していきます。※7月以降子育て世代包括支援センター開設後は、健診の再案内を健康推進課が、その後の未受診追跡フォローを子育て世代包括支援センターが引き続き実施予定。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の取組内容	平成30年度実績	評価	今後の方針
81	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等必要な支援を行い、または、自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見するため、地域のさまざまな資源を活用していくことを検討し、家庭での安定した子どもの養育が可能となるように努めます。 	子育て支援課	子育ての悩みに対して助言や支援をすることにより、子育ての不安の軽減や子育ての楽しさを知ってもらい、適切な療育の確保につなげている。	実施件数(実家庭数): 16件(平成31年3月末) 訪問回数(延回数): 98件(平成31年3月末)	B	潜在的なニーズの把握は難しいが、一定ニーズがあることは確かなので、今後も養育支援訪問により子育てに悩む親等の支援につなげていく。
【施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進】<推進項目3. 子どもの立ち直り支援(No.82)>									
82	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	子どもの立ち直り支援	子どもサポート体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 不登校など立ち直り支援が必要な子どもに対して、それぞれの状況に合わせてスクールソーシャルワーカーの派遣や子ども家庭センター等関係機関が参加するケース会議を行うなど、関係機関が連携をとりながら、適切な対応がとれる体制の充実に努めます。 	学校教育課	府費スクールソーシャルワーカーを年間40日、チーフスクールソーシャルワーカーを年間7日学校に派遣し、ケース会議等学校体制の構築を図った。関係機関とは管理職を中心に生徒指導担当教員が窓口となり、連携を図ることができた。	チーフスクールソーシャルワーカーの派遣: 7日(1回6時間) スクールソーシャルワーカーの派遣: 40日(1回6時間)	B	平成31年度より、府のスクールソーシャルワーカー活用事業が補助事業へと変更されることから、府の補助事業を活用しながら、2名のスクールソーシャルワーカーを小学校13校と義務教育学校に月1回定期派遣し、校内支援体制を整えるとともに、子ども家庭センター等の関係機関との連携強化を図る等、多様な支援方法を用いた生徒指導体制や児童生徒・保護者への支援体制の充実に努めていく。
【施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり】<推進項目1. 子育てバリアフリーの推進(No.83-No.85)>									
83	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育てバリアフリーの推進	安全・快適な道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 歩車分離による歩行者の安全確保と、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の新設・改良、横断防止柵の設置等、すべての人にやさしい道路環境の整備を通じて、子どもや子育て中の人の通行の安全確保を図ります。 整備可能な主要道路については、歩行者・自転車・車両の分離を検討し、歩道の改良、横断防止柵の設置等の整備に努めます。 	道路課	歩道の舗装の打換え、幅員が狭い歩道に対して拡幅、ベビーカーや車椅子等に配慮して段差解消等のバリアフリー化を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 市道大久保8号線: 歩道設置、防護柵設置、点字ブロック設置 市道東西橋波38号線: 点字ブロック設置、歩道カラー化 市道大枝7号線: 歩道拡幅、セミフラット化、防護柵設置、自転車通行帯整備、自然色舗装 市道三郷20号線: セミフラット化、防護柵設置、自然色舗装 市道橋波12号線、歩行路1号線、歩行路7号線: 舗装打換え等 	C	引き続き、歩行者等の通行空間の整備に努めていく。
84	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育てバリアフリーの推進	公共施設の子育てバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備に当たっては、乳幼児とその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮し、子育てバリアフリーの推進を図ります。 市役所内において整備が不十分である幼児コーナー、幼児用便器、トイレ内乳児イス等について、設置を検討します。 	総務部総務課	幼児用便座を1階、3階多目的トイレに設置。	幼児用便座を1階、3階多目的トイレに設置。	B	計画に掲げた施設については全て設置済みである。今後もニーズと効果に応じて庁内環境づくりに努めていく。
85	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育てバリアフリーの推進	「赤ちゃんの駅」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 授乳やおむつ交換ができる場所を無料で提供できる施設で、「赤ちゃんの駅」として登録された施設の名称や場所等を紹介し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備していきます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	公共施設及び民間施設の登録件数は36件あり、ホームページに赤ちゃんの駅マップを掲載し、利用できる施設の紹介をしている。市内でのイベント開催時、移動式「赤ちゃんの駅」の貸出しを行っている。	「赤ちゃんの駅」: 36件 移動式「赤ちゃんの駅」貸出し: 15件	B	民間施設について、要綱に規定する登録の基準をみたす施設が新たにできる情報を収集し、「赤ちゃんの駅」の設置を推進していく。公共施設等の改修及び建設予定が生じた場合は、所管課へ設置の依頼を検討していく。子育て支援センターを利用している保護者など「赤ちゃんの駅」の利用者に対し簡単なアンケート調査を行い、利用者のニーズを調査しながら「赤ちゃんの駅」の更なる充実に努める。
【施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり】<推進項目2. すべての子育て家庭への支援(No.86-No.96)>									
86	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> 安心して育児が行えるよう、子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点を整備し、情報提供や子育て講座等を行っていきます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	年齢別講座やパパ限定、ふたご・みつご限定などのイベントを開催しており、同じような子育て環境にある市民の交流の場を提供している。また、民間団体のイベントや園庭開放の情報発信においても、ホームページや広報誌を活用し周知に努めている。	年齢別講座(開催場所: 守口市子育て支援センター) 0歳(～6ヶ月)(7ヶ月～11ヶ月) 年各7回開催(5月・7月・9月・10月・11月・1月・3月) 参加者: 348人(171世帯) 1歳 年4回開催(4月・7月・10月・1月) 参加者: 延109人(54世帯) 2歳 年3回開催(6月・10月・2月) 参加者: 延38人(19世帯) 3・4歳 年1回開催(2月)、参加者: 10人(5世帯) 子育て講座(開催場所: 守口市子育て支援センター) 年5回開催(6月・11月・2月×2・3月) 参加者: 192人 カーニバル・お楽しみ会・クリスマス 年1回ずつ開催(10月・11月・12月) 参加者: 496人	B	講座等の受講後に実施しているアンケートを踏まえ、今後の講座について検討しながら子育て支援の充実に努める。また、他の地域子育て支援拠点事業施設との連携を図りながら、講座の内容や開催時期を見直し、新たな講座等を見いだす。
87	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 地域において育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(協力会員)が会員となり、育児について助け合う会員組織として、子育て援助活動を推進し、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	依頼会員353名、協力会員220名、両方会員(依頼会員と協力会員を兼ねる方をいう)30名 計603名の登録があり、地域での子育てを支援している。	依頼件数: 2,111件 活動内容: 保育所・幼稚園の迎え、放課後児童クラブの迎え 保育所・幼稚園の帰宅後の預かり、保育所・幼稚園の送り、放課後児童クラブの終了後の預かり等	C	依頼会員の増加に伴い、活動依頼の件数が増加しているが、その依頼を受ける協力会員が微増のため、活動の調整が難しくなっている。養成講座に積極的に参加していただけるよう秋の養成講座を中部エリアコミュニティセンターで開催したり、募集チラシを小中学校の保護者に配布し、広報やFMハナコ、ホームページ等で啓発していく。民生委員・児童委員・主任児童委員に依頼し、養成講座の参加者を募る。
88	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園および保育所において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、一時的に昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を提供していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	「市立施設」全ての施設において実施 「私立施設」多くの私立施設において実施。	「市立施設」 ・在園児を対象とした一時預かり事業(幼稚園型) 認定こども園: 3施設 「私立施設」 ・在園児を対象とした一時預かり事業(幼稚園型) 認定こども園、保育所: 22施設 ・在園児以外を対象とした一時預かり事業(一般型) 認定こども園、保育所、小規模保育事業所: 21施設 ・私立幼稚園においても、施設開園日については、一時預かり事業を実施。	B	多様な保育ニーズに対応するため、多くの施設で時間外保育を実施している。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
89	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	休日保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の勤務形態等の都合により、日曜日・祝日に家庭で保育できない場合に、保育を必要とする乳幼児を対象に、必要な保育を提供していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	未実施	未実施	E	次期守口市子ども・子育て支援事業計画(令和2-6年度)の策定にあたり、平成30年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえた上で、実施について検討していく。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	平成30年度実績	評価	今後の方針
90	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者が、必要なサービスを円滑に利用できるよう、専門窓口を設け、教育・保育に関する情報、地域子ども・子育て支援事業等に関する情報の提供を行うとともに、必要に応じた相談等を行います。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	教育・保育に関する情報については保育・幼稚園課へ案内を行い、地域・子ども子育て支援事業等については、情報提供を行うなど、子どもや保護者が必要とする相談に応じています。	日々の窓口の来庁人数については、統計をとっていないが、児童手当や子ども医療等の手続きにいられた際などに、保護者の要望に応じて子育てに関する相談窓口となり、教育・保育に関することについては、こども施設課、母子保健に関することについては健康推進課等、適宜担当部署へ引き継いだ。	B	これまで、母子保健部局と子育て支援部局が分かれていることから支援の切れ目を感じさせる面もあったと推測されるが、令和元年7月から、子育て相談に関わる部局を統合し、「子育て世代包括支援センター」を設置することで、より一層の支援体制の充実を図り、子育て支援に努めていく。
91	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	育児相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園や幼稚園、保育所、市民保健センター、子育て支援課相談係、守口市子育て支援センターでの相談事業のさらなる充実を図って行きます。 	子育て支援課	子育て中の保護者に適切な支援を行うため、相談を受けた際にはそのニーズを整理し、最適な相談窓口を紹介する育児相談に努めている。	相談件数：1,496件(平成31年3月末) (内訳：養護相談1,483件、障がい相談2件、非行相談1件、育成相談10件)	B	対応できる施設や相談窓口、担当部署を紹介できるよう相談内容の整理をし、円滑な相談体制を図っていく。
				<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する適切な支援ができるよう各施設間の連携を図ります。 	子育て支援課	子育て中の保護者に適切な支援を行うため、会議や電話、訪問により関係機関との情報共有を行い、連携を図っている。	相談件数：1,496件(平成31年3月末) (内訳：養護相談1,483件、障がい相談2件、非行相談1件、育成相談10件)	B	関係機関との情報共有を行うことにより、適切な支援体制の構築につなげていく。
92	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	子育て情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> 守口市子育て支援センターでは、広報や通信、市ホームページ等さまざまな媒体を活用し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行っています。 	子育て支援課(子育て支援センター)	広報や機関誌、市ホームページ等に子育てに関する情報を掲載している。また、講座、イベントなどのチラシを作成、配布し、来所された方等に案内をしている。	センターの掲示板に市内の子育て情報を掲示し、講座・イベントのチラシを作成、配布	B	広報や機関誌、市ホームページ等に掲載する子育てに関する情報の充実を図っていく。また、講座・イベントなどのチラシを作成、配布し、来所された方等に案内をしていく。保護者がよく行く場所をリサーチして配布場所を増やしていき、他の地域子育て支援拠点事業施設と連携しながら、情報を提供していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページでは、外国人向けに英語、中国語および韓国語で閲覧できるようになっています。 	広報広聴課	市ホームページ(スマートフォン用)を含むでは、外国人向けに英語、中国語(簡体字、繁体字)および韓国語で閲覧できるようになっている。	年間翻訳数 英語：6,519件(月平均544件) 中国語：1,437件(月平均120件) 韓国語509件(月平均43件)	B	引き続き、見やすく分かりやすいホームページ作成に努めるとともに情報を掲載する際、間違った翻訳をされないよう、特に固有名詞等については、翻訳機能の名詞及び読み方など確実な登録を行う。
93	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	未就園児招待	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園および保育所において、主任児童委員の協力を得て、園庭開放や子育て相談を実施し、未就園児とその保護者との交流を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組みを行った。	<ul style="list-style-type: none"> 「市立施設」 園庭開放等の子育て交流活動の際、主任児童委員にも参加をもらい(保育所、認定こども園のみ)、未就園児の保護者等と顔見知りになることで、地域での生活の中でも施設が身近な存在となるよう、また、育児相談等の相談相手をつくる機会の提供を行った。 「私立施設」(抜粋) ・未就園児親子教室を開催。 ・園庭開放日を設け未就園児とその保護者と交流を図った。 ・未就園児が参加できるさまざまなイベントや行事等を実施。 	B	各施設において計画に掲げた内容について、様々な取組みにより実施されている。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。
94	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 生活の安定に寄与し、子どもが健やかに成長できるよう、0歳から中学校卒業まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで)の子どもを養育している人に対して、支給を行っています。 	子育て支援課	市広報誌にて制度の案内をするとともに、児童手当法に基づき、0歳から中学校修了まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで)の子どもを養育している人のうち、必要条件を満たす人に条件に応じて手当の支給を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 受給者数：9925人(平成31年2月末現在) 支給金額：2,082,780,000円 支給詳細：3歳未満15,000円、3歳以上小学校修了前10,000円(第三子以降は15,000円)、中学生10,000円/受給者が所得制限を超えている場合は特例給付として一律5,000円 支給時期：原則として年3回(6月、10月、2月) 	B	児童手当法(昭和46年法律第73号)等の法令の定めに基づき、手当を支給していく。
95	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	実費徴収に係る補給給付を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品や行事参加費等の実費負担分について、市が定める基準に従い、費用助成を行います。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	未実施	未実施	E	生活困窮世帯等にとって、実費徴収額がどの程度の負担になっているかを踏まえ、助成を行うべきかどうか継続的に検討を行う必要がある。
96	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	魅力的な公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがのびのびと遊べるような特色を持たせた公園計画を検討し、楽しく遊べる魅力的な公園づくりに取り組んでいきます。 	公園課	守口市公園整備方針の作成を行った。また、長寿寿命計画に基づく更新工事に際しては、より魅力的な公園となるよう検討を行い、工事を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 守口市公園整備方針の作成 長寿寿命計画に基づく更新工事に併せた、更なる公園の魅力の向上 市内公園36箇所/撤去48基/設置6基 	B	より魅力的な公園整備を推進するため、引き続き公園整備に係る検討を行う。また、長寿寿命計画の見直しを行うとともに、引き続き、施設老朽化に対応した工事等を実施する。
【施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり】 < 推進項目3. 子育て中の社会参加支援(No.97-No.98) >									
97	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	子育て短期支援事業(ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	保護者の疾病などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、母子が経済的理由により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、養護施設等において、一定期間、養育・保護を行うことにより児童及び家庭の福祉の向上を図る。	短期入所生活援助：5件/利用児童8人	B	契約施設数の拡大。また、現在契約している施設は、守口市から遠方にあるので、守口市近傍の施設との契約することも市民サービス向上につながる。
98	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	一時預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の保護者が守口市子育て支援センターや公民館等で開催する講座等に気軽に参加できるよう、一時預かりサービスを行っています。 	子育て支援課(子育て支援センター)	守口市内で開催される一時預かりのある講座等に保育ボランティアの紹介を行っており、平成30年度は64日間の依頼があり、子育て中の保護者が参加しやすい環境となっている。	保育ボランティア 依頼日数：64日 派遣人数：延177人	B	守口市内で開催される一時預かりのある講座等に保育ボランティアの紹介を行っていきながら、今後も子育て中の保護者が参加しやすい環境を作っていく。
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】 < 推進項目1. 親の就労と子育て両立への支援の推進(No.99-No.102) >									
99	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の普及促進や地域型保育事業の充実等を通じて、就学前の待機児童の解消を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	平成30年度の利用申込に当たり、本市が平成28年度及び平成29年度中に増加させた利用定員は、443人。	H30.4.1 待機児童数 48人	B	潜在的なニーズや年度途中における保育ニーズの増大にも対応できるよう、保護者の意向を丁寧に確認し、ニーズの把握・分析に努め、引き続き待機児童対策の充実に取り組む。
100	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	時間外保育事業(延長保育事業)	<ul style="list-style-type: none"> 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	「市立施設」 全ての施設において実施 「私立施設」 多くの私立施設において実施。	「市立施設」 認定こども園3施設 「私立施設」 認定こども園、保育所、幼稚園、25施設 小規模保育所 18施設	B	多様な保育ニーズに対応するため、多くの施設で時間外保育を実施している。今後とも市立・私立施設において、継続して事業を実施していく。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	平成30年度実績	評価	今後の方針
101	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	病児保育事業	■ 保育を必要とする乳幼児が病中や病後のため、集団保育が困難な場合において、必要な保育を提供していきます。	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	「市立施設」未実施 「私立施設」2施設において病後児保育を実施。	利用者数:延350人	C	近年の保育ニーズの増加に伴い、病児保育の必要性が高まっていることから、平成31年4月から1ヶ所民間事業者において病児対応型を実施しており、また、令和2年度から更に1ヶ所民間認定こども園内の病児対応型の実施を見込んでいる。
102	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	もりぐち児童クラブ「入会児童室」(放課後児童健全育成事業)	■ 就労等の理由で保護者が居間家庭にいない小学校1～3年生の児童を対象に、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供していきます。 ■ もりぐち児童クラブの二つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、地域の参画を得て、交流・体験活動を通して連携できるもりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。	放課後こども課	安定的な運営を確保しつつ、さらなる充実に努めている。また、小学校4～6年生の障がいのある児童を対象に学校長期休業期間に限定した受け入れも実施した。また、登録児童室とも交流を行ない、地域ボランティアによる読み聞かせ会や工作教室等については、各クラブともできる限り両児童室のパートナーが連携して実施した。	開設日数:289日 参加者:延161,803人(内 高学年の障がい児受け入れ事業113人:平成27年度より実施)	B	平成31年4月1日から安定的な運営を確保しつつ、保護者が求める開設時間の延長等のサービス拡充のため、業務委託により運営を開始する。
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】 <推進項目2. ひとり親家庭等の自立支援の推進(No.103-No.107)>									
103	子育てにゆとりがもてる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子自立支援員による相談	■ 相談窓口やハローワークとの連携の中で、母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父の自立に必要な情報提供や求職活動に関する相談に応じていきます。	子育て支援課	自立に必要な就労支援については、母子家庭等自立支援給付金事業やハローワークを紹介するなど、必要な情報提供を行っている。また、求職活動に関する相談については、門真公共職業安定所管轄区域市による就労自立促進協議会を開催し、他市の状況把握につとめ、自市の相談業務に活かしている。	当該における相談の件数の統計はないが、市役所内にハローワーク常設窓口が設置されたことにより、市役所とハローワークが一体となった就労支援を促進できるようになった。	B	窓口での相談やハローワークとのより一層の連携により、情報提供や就労支援に関する相談に応じていく。
104	子育てにゆとりがもてる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援の推進	児童扶養手当	■ 生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の18歳までの子ども(子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者)に対して、手当を支給していきます。	子育て支援課	ひとり親家庭等の18歳に達した年度末日までの子ども(子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者)を養育する人に対して、条件に応じて手当を支給した。	受給者数:1,390人(平成31年3月末現在) 支給金額:754,679,680円	B	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)等の法令の定めに基づき、適切な支給を行っている。
105	子育てにゆとりがもてる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親医療費助成制度	■ ひとり親家庭の18歳までの子どもと母もしくは父、または18歳までの両親のいない子どもと養育者に対して、健康保険が適用される医療費の一部を助成していきます。	子育て支援課	ひとり親家庭等の18歳に達した年度末日までの子どもと、その子を看護又は養育する父母又は養育者に対して、医療費の助成を行った。	対象者:3,017人(平成31年3月末現在) 助成件数:37,547件 助成金額:99,711,361円	B	引き続き、更新月の広報に医療助成の記事を掲載し、受給者には更新について、未申請者には周知を目的として周知活動を行う。
106	子育てにゆとりがもてる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	■ 母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父に対して、経済的な自立や子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合において、資金の貸付や返還の相談に応じていきます。	子育て支援課	子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合に、資金の貸付相談に応じていく。	就学支度資金:3件 修学資金:16件	B	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っていくため、児童扶養手当現況届出時にピラを配布するなど啓発にも努めている。
107	子育てにゆとりがもてる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	■ 母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職や転職に有利な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給していきます。	子育て支援課	修業期間中の生活を支援するために、高等職業訓練促進給付金を支給している。	訓練促進給付金:6件(うち、新規2件) 修了支援給付金:1件	B	就業に結びつきやすい資格の取得に向けて養成機関にて修業している母子家庭・父子家庭の母又は父に対し、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担軽減を図る。
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】 <推進項目3. 男女共同子育ての推進(No.108-No.111)>									
108	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	男女共同参画推進計画の推進	■ 平成22年度に策定しました「守口市男女共同参画推進計画」の取組みについて、周知に努め、計画目標の達成に向け具体的な施策を推進していきます。	人権室	平成27年度に第3次守口市男女共同参画推進計画(平成28年度からの10年計画)を策定し、引き続き計画を推進している。	「男女共同参画週間記念のつどい」1回(6月16日)、参加者:115人 「男女共同参画ニュース」第3号の発行(市広報6月号に掲載し、全戸配付)	C	第3次守口市男女共同参画推進計画の推進するため、男女共同参画ニュースの発行(広報誌掲載)や「男女共同参画週間記念のつどい」等の啓発事業を継続実施していく。また、地域活動・地域づくりにおける男女共同参画に向け、啓発に努めていく。
109	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	企業等に対する啓発活動	■ 市内の企業等に対し、守口市企業人権推進連絡会を通じて、男女共同参画に関する講演会や研修会への参加を促すとともに、パンフレットの配布等により男女共同参画に対する理解促進に努めます。	人権室	守口市企業人権推進連絡会を通じて、市内事業所への男女共同参画に関する講演会や研修会への参加案内、パンフレットの配付等を行い参加を促している。	守口市企業人権推進連絡会主催「人権問題研修会」1回(4月27日)、参加者:21名 「部落解放研究第51回全国集会」(11月6～8日)、参加者:4名(守口市)	C	■男女共同参画に関する講演会や研修会への参加を促し参加率の向上を目指す。
110	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	両親教室の活用による啓発	■ 出産前からの子育て準備として、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を活用し、男性の育児参加の大切さを啓発していきます。	健康推進課	就労中の妊婦や配偶者が参加しやすいよう、日曜日の開催日を隔月で設けている。男性の妊婦体験や沐浴実習、赤ちゃんのだっこ等の世話の体験、配偶者同士が交流する時間を設け、父親の育児参加や父役割について考えるきっかけづくりの時間を提供している。H29からは、母子健康手帳交付時に、教室の様子を紹介するパネルを用いて参加を呼びかけている。	平日版(火曜日・2回1クール)と日曜版を交互に毎月開催 開催回数平日12回(6クール)、日曜版5回(台風のため1回中止):参加延128組	B	日曜日の開催日は募集人数を上回る予約をいただく回もあり、好評であることから隔月で継続する。平日版についても、さらなる内容の充実を図り、参加率向上に努める。また、土日での開催希望の声が多いことから、ニーズ調査の内容を加味し、今後開催日の再構成、教室内容のさらなる充実を図っていく。沐浴入形や最新型の育児用品等の媒体教材を活用し、より体験内容が充実するよう努める。※7月以降子育て世代包括支援センターが実施主体として継続実施していく予定
111	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	男性セミナー	■ 男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性を対象とした講座・教室等を開催していきます。	人権室	男性のみを対象とはしていないが、毎年6月に「男女共同参画週間記念のつどい」を、10月に「女と男のエンパワメント講座(eセミナー)/5回シリーズ)を実施している。	「男女共同参画週間記念のつどい」1回(6月16日)、参加者:115人 「eセミナー」5回シリーズ(10/2、10/16、10/23、10/30、11/6)、参加者:延147人	C	男性への啓発も含め、男女共同参画の視点で事業展開していく。また、30～40歳代の受講者を増やすよう取り組んでいく。
					コミュニティ推進課(旧公民館)	指定管理者により、男性を対象とした子育てに関する講座や教室等が実施された。	「パパママ情報交換会・子育て世代のためのマネー講座」(西部CC)平成30年10月11日(木)実施、参加者11名 「パパと一緒に遊ぼう」(中部エリアCC)平成30年10月14日(日)実施、参加者12組26名 「～親業～パパママ向けミニセミナー講座」(中部エリアCC)平成30年11月26日(月)実施、参加者20名	B	平成30年度に指定管理者制度を導入し、より多くの講座が開催された。今後も引き続き、指定管理者により男性も対象に含む講座や教室等を開催するよう努める。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	評価	今後の方針	
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】 <推進項目4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現(No.112-No.114)>									
112	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民・企業等に対して広報・啓発・情報提供活動を行います。 	地域振興課	平成29年3月より、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため市内2カ所にテレワークオフィスを設置している また、更なるテレワークオフィスの利用増を図るため、企業が集う会議や広報誌等を活用し周知を行っている	利用可能時間：平日9時～17時30分まで(桜町及び大宮) 利用人数：平成30年4月1日～平成31年3月31日 合計：668人	B	今後も引き続き、より良いワークライフ・バランスの実現を図るため、企業等が集う会議や広報誌を活用し企業への周知をするとともに、市外企業に対してもアプローチを行うことで、更なる利用者の増加を目指す。
				<ul style="list-style-type: none"> 地域就労支援センター(ラポール)における地域就労支援相談事業および多重債務・労働問題相談事業において、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等の労働問題に関する相談に応じていきます。 商工会議所と連携を図り、女性向け創業支援等に取り組みます。 	地域振興課	地域就労支援センター(ラポール)における地域就労支援相談事業は、生活福祉課が管轄するくらしサポートセンターに、多重債務・労働問題相談事業については、広報広聴課が管轄する法律相談窓口に移管した。 しかし、地域振興課に子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等を含めた労働問題について相談に来た方に対し、適切な窓口を斡旋すると共に、連携を図り相談窓口への斡旋やセミナー等の情報提供を行うと共に、厚生労働省を始めとした関係部局より周知依頼があったリーフレット等の配布を行った。 また、守口門真商工会議所と連携を図った女性向け創業セミナーについては、13名の参加があった。	子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等を含めた労働問題については、関係機関や関係部署と連携を図り相談窓口への斡旋やセミナー等の情報提供を行うとともに、厚生労働省を始めとした関係部局より周知依頼があったリーフレット等12種を計約240枚の配布を行った。	B	今後も引き続き、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等を含めた労働問題については、関係機関や関係部署と連携を図り相談窓口への斡旋やセミナー等の情報提供を行うとともに、厚生労働省を始めとした関係部局より周知依頼があったリーフレット等の配布を行う等の企業啓発に努めていく。
				<ul style="list-style-type: none"> フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、テレワーク等多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。 長時間勤務を前提に組み立てられたワークスタイルの見直しを呼びかけるなど、労働時間短縮への働きかけを行っていきます。 出産や子育てによる退職者について再雇用制度の導入等への働きかけに努めます。 	地域振興課	男女問わず子育てや介護と仕事の両立を支援し、多様な働き方改革の推進につなげ、より良いワークライフ・バランスの実現を図るため、平成29年3月に守口市内にテレワークオフィスを2カ所開設した。	利用可能時間：平日9時～17時30分まで(桜町及び大宮) 利用人数：平成30年4月1日～平成31年3月31日 合計：668人	B	今後も引き続き、より良いワークライフ・バランスの実現を図るため、企業等が集う会議や広報誌を活用し企業への周知をするとともに、市外企業に対してもアプローチを行うことで、更なるテレワークオフィス利用者の増加を目指す。
113	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	多様な働き方への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間記念のつどい」事業を通じて、ワーク・ライフ・バランスや性別による固定的役割分担意識の解消等の啓発を行っている。 	人権室	「男女共同参画週間記念のつどい」 開催回数：1回(6月16日)、参加者：115人	C	「男女共同参画週間記念のつどい」事業はもとより、市民向け、事業所向けの啓発事業について出前講座を実施していく。	
				<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象とした多様な働き方やバランスのとれた働き方への理解を深める講習会等を開催し、職業生活優先の意識や性別による固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、ライフスタイルを考えるきっかけづくりに努めます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	指定管理者により、各コミュニティセンターにおいて、人間関係作りや家庭教育などに関する講座が実施された。	「パパママ情報交換会・子育て世代のためのマネー講座」(西部CC) 平成30年10月11日(木)実施、参加者11名 「～親業～パパママ向けミニマネー講座」(中部エリアCC) 平成30年11月26日(月)実施、参加者20名 「相手の行動を気持ちよく変える聞き方・伝え方セミナー」(南部エリアCC) 平成31年3月21日(木)実施、参加者58名	B	平成30年度に指定管理者制度を導入し、より多くの講座が開催された。 今後も引き続き、指定管理者によりライフスタイルを見つめなおすきっかけとなるような講座や教室等を開催するよう努める。
114	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	育児休業制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、事業者に対して呼びかけを行います。 	地域振興課	市役所窓口や守口門真商工会議所に育児休業制度に関するチラシを設置し企業に啓発を実施。 また、事業者の窓口訪問時にも周知している。	厚生労働省を始めとした関係部局より周知依頼があったリーフレット等12種を計約240枚の配布を行った。	B	今後、更なる育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、関係機関と連携し、企業に対して啓発を行う。 また、労働時間短縮への働きかけや出産・子育てによる退職者についての再雇用制度の導入等について、関係機関と連携し、取り組んでいく。
				<ul style="list-style-type: none"> 育児休業制度への理解や関心を深めてもらうため、広報や市ホームページ等の媒体や市主催の講演会等さまざまな機会を活用して、制度の内容をわかりやすく周知していきます。 	こども政策課	育児休業制度をが平成29年10月より改正され、施行されたことにより、広報及びFMはなこ等の媒体を活用し、周知を行った。	広報にて掲載(平成30年8月号) FMはなこにて周知(平成30年8月27日)	B	引き続き、広報を活用した周知を行い、育児休業制度の普及・啓発に努めていく。
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目1. 子育て支援のネットワークづくり(No.115-No.119)>									
115	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	子育てサークルの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 市内の子育てサークルに対し、用品の貸出やサークル同士の交流会の実施等、自主的な運営に関する支援を行うとともに、運営に関する相談を実施していきます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	用品の貸出やサークル同士の交流会を実施したり、サークル活動の場に出向いて支援を行った。 また、支援センターにてサークル情報の提供を実施している。	サークル代表者会議：年1回 サークル交流会：年1回、参加43人 サークル出前：2サークル(年1回ずつ) 参加44人	B	今後も、用品の貸出やサークル同士の交流会を実施したり、サークル活動の場に出向いて支援を行い、支援センターにてサークル情報の提供を実施していく。 サークルと同地域の地域子育て支援拠点事業施設との連携を図り、地域に根ざした活動が得られるようサポートしていく。
116	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	守口市子育て支援センター機関紙「0歳からの子育てつうしん『もりっこ』」	<ul style="list-style-type: none"> 年4回発行の「もりっこ」で乳幼児の子育てをしている保護者のニーズにあった内容・情報を掲載し、より多くの家庭に機関紙が届くよう取り組みます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	年4回発行の「もりっこ」で乳幼児の子育てをしている保護者のニーズにあった内容・情報を掲載し、より多くの家庭に機関紙が届くよう取り組みます。	3,000部×4回	B	子育てに関する情報や、講座、イベントのお知らせを掲載し、各公共施設をはじめ、私立の幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所や子育てサークル、4ヶ月児健康診査日などに配布していく。今後、講座等の参加者に対しアンケートを実施し、内容や配布先の充実を図る。
117	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	0歳親子交流の場	<ul style="list-style-type: none"> 親子が気軽に交流できる場を提供するとともに、利用しやすい時間に開催するなど、利用環境についての検討を行っていきます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	親子が気軽に交流できる場を提供するとともに、利用しやすい時間に開催するなど、利用環境についての検討を行っていきます。	0歳限定のもりっこひろば 月1回開催、年間 695人	B	4ヶ月児健康診査時、ブックスタートで絵本のプレゼントをしながら、子育て支援センターの案内、0歳限定もりっこひろばや子育て全般の情報を提供していく。結果、健診終了後、センターに立ち寄っていただくことに繋がる。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	平成30年度実績	評価	今後の方針
118	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	あそびの広場	■ 就学前の子どもとその保護者が交流や情報交換のできる場として、市民保健センターや各公民館等において月に1～2回開催していきます。	子育て支援課(子育て支援センター)	就学前の子どもとその保護者が交流や情報交換のできる場として、市民保健センターや各コミュニティセンター(旧公民館)において月に1～2回開催していきます。	<保健センター> もりっこ広場: 延1,036人(482組) 【0歳】延126人 【1歳】延290人 【2歳】延75人 【3歳】延25人 【4歳以上】延17人 【大人】延503人 もりっこ広場: (0歳限定) 延695人(346組) もりっこ広場: (0歳) 延42人(20組) もりっこ広場: (おじいちゃん・おばあちゃん) 4人(2組) もりっこ広場: (ふたご・みつこ) 延14人(3組) <コミュニティセンター> 延106人(52組)	B	市民保健センターにて27回、コミュニティセンター等にて6回開催予定である。あそびの広場改めもりっこ広場をコミュニティセンターで開催することで、親子が地域の子育てサークルとの関係も深まる。また、他の地域子育て支援拠点事業施設との連携を図りながら、もりっこ広場を開催することで、地域の子育て支援に繋げることができる。
119	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	守口市子育て支援センターのフリースペースの活用	■ 就学前の子どもとその保護者が自由に来館し、親子同士で交流や情報交換ができ、また子育てに関する情報を提供する場として、守口市子育て支援センターの充実へ努めます。	子育て支援課(子育て支援センター)	就学前の子どもとその保護者が自由に来館し、親子同士で交流や情報交換ができ、また子育てに関する情報を提供する場として、守口市子育て支援センターの充実へ努めます。	来館者数 (年間)大人:2,706人、子ども:3,107人 計:5,813人	B	月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで閉館して、あそびの場を通じて保護者間交流や情報交換をしたり、3,000冊ある絵本の閲覧や貸し出しを行っている。子育てに関するパンフレットやチラシ、ポスターなどを掲示し、子育ての悩みなど気軽に相談できるようセンターの充実へ努めていく。
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目2. 世代間交流の推進(No.120-No.121)>									
120	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	「さんあい広場」等での世代間交流	■ 地域ボランティアとの協力により、さんあい広場(さた、さんごう、かすが、とうだの市内4か所)等において、高齢者と子どもたちが交流を深めることができるよう、昔遊びを通じた世代間交流を推進していきます。	高齢介護課	さんあい広場等において、地域ボランティアの協力を得て、高齢者と子どもたちが、昔遊び(コマ、紙飛行機、おはじき、だるま落としなど)や手芸遊び、その他芋掘り等の野外活動等を通じて世代間交流を実施した。また、幼稚園や保育所へ出向いてのお遊戯会の観賞や行事への参加等、幅広く交流の場を設けることに取り組んだ。	さんあい広場「さた」 芋掘り:年2回(6月、10月) 参加者 約130名 遊びの広場:年6回(6月、7月、9月、10月、11月、12月) 参加者親子 約140名 昔遊び:年1回(1月) 参加者親子 約20名程	B	今後も活動の継続とともに活動内容の拡充を図り、高齢者や地域の人々との交流を推進する。広報等による周知を進め、さらなる活性化を図る。
121	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	「もりぐち児童クラブ事業」での異年齢交流	■ 地域の方々の参画と協力を得ながら、「もりぐち児童クラブ事業」にて、異年齢の子どもたちによる交流を通じて社会性や協調性をはぐくむ機会の充実へ努めます。	放課後子ども課	地域の方々の参画と協力を得ながら交流体験活動の推進を図っている。また、登録児童室とも交流を行ない、地域ボランティアによる読み聞かせ会や工作教室等については、各クラブともできる限り両児童室のパートナーが連携して実施した。さらに、地域諸団体の協力を得て、ニュースポーツの講習会を実施するなどプログラムを通じて、地域の大人とのふれあいを実施しているクラブもある。	日曜日、祝日及び年末年始を除き開設(293日)しており、異年齢間交流を活発に行っている。	B	今後とも現在の運営形態を堅持し、事業の安定的運営を図る。
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目3. 家庭教育への支援の充実(No.122-No.124)>									
122	地域力の活用による子育て支援	家庭教育への支援の充実	家庭教育講座の開催	■ 就学前の子どもとその保護者に対して、講師による講座やママカフェを開催し、子どもが基本的な生活習慣や生活能力を身につけるために重要な役割を果たす家庭教育を推進していきます。	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	年間を通じて、中部エリアコミュニティセンターにおいて子育てに関する講座を開催した。	家庭教育講座「ちょっと楽になる子育ての工夫」一緒に考えてみませんか?:7名参加 コモンセンスベアレンティング:10名参加 家庭教育講座「勇気づけと子どものやる気を引き出す魔法の質問講座」:計2回開催、延24名参加 家庭教育講座「Baby music」:計4回延74名 ママカフェ:計11回開催、延88名参加 ママのためのハッピー講座:計2回開催、延23名参加	B	子育てに関する講座、講演会等を市民のニーズ等に合わせ開催した。令和元年度より、この事業については、子育て支援課が行う予定。
123	地域力の活用による子育て支援	家庭教育への支援の充実	守口親まなびの会の活動支援	■ 親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした「親を楽しむワークショップ」等の活動を実施する「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育委員会からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学習の機会の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	年間を通じて研修や交流会の情報提供や活動の支援を行うほか、課主催の講座等で講師を依頼した。	・課主催の家庭教育講座の講師を依頼:7名参加 ・子育て支援センター主催講座に講師を派遣:20名参加 ・府の家庭教育支援SV(スーパーバイザー)制度を活用し、5回講習を実施 ・府のスキルアップ研修や交流会などに親学習リーダーを派遣	B	平成29年度に大阪府の養成講座を受講した新たな親学習リーダーが誕生するなど、積極的に活動展開している。引き続き府や国からの情報提供を積極的に行うほか、市内での活動場所をさらに提供できるよう、校長会などに呼びかけ、市や市内小中学校に対し親学習の活動や意味を伝えていく。
124	地域力の活用による子育て支援	家庭教育への支援の充実	視聴覚ライブラリー事業	■ 家庭教育を推進するため、PTAや教育・保育に携わる人たちに視聴覚教材等の貸出しを行い、子育てについての研究発表や研修会等に役立ててもらえるよう支援していきます。	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	平成28年4月1日付で「守口市立視聴覚ライブラリー設置条例」を廃止。	-	-	-

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	評価	今後の方針
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 < 推進項目4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実(No.125-No.129) >								
125	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	子ども体験学習	<ul style="list-style-type: none"> 市が設置する各コミュニティ施設において、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、子ども工作教室やケーキ作り教室などの体験学習を実施していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	<p>指定管理者により、各コミュニティセンターにおいて夏休み・冬休み期間中の子どもたちを対象に様々な体験教室が開催された。</p> <p>「夏休み親子工作教室～ガウス加速器であそぼう～」(中部エリアCC) 平成30年8月5日(日)実施、参加者56名 「夏休み工作教室」(錦CC) 平成30年8月8日(水)実施、参加者6名 「子ども体験講座～FMもりぐちなりきりパーソナリティ講座」(東部エリアCC) 平成30年8月25日(土)実施、参加者7名 「夏休み子ども講座～作って学ぶ、スイスイ水力推進船」(東部エリアCC) 平成30年8月25日(土)、参加者15名 「夏休み子ども講座～リニアモーターの実験と超伝導」(東部エリアCC) 平成30年8月25日(土)、参加者12名 「冬休み子ども囲碁教室」(南部エリアCC) 平成30年12月計6回実施、参加者36名 「冬休み子ども将棋教室」(南部エリアCC) 平成30年12月計6回実施、参加者48名 「春休み子ども囲碁教室」(南部エリアCC) 平成31年3月計10回実施、参加者50名 「春休み子ども将棋教室」(南部エリアCC) 平成31年3月計10回実施、参加者30名</p>	B	平成30年度に指定管理者制度を導入し、より多くの講座が開催された。今後も引き続き、夏休みや冬休みの長期休暇を利用し、子どもがより充実した体験学習ができるような教室や講座を開催していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 市が設置する各コミュニティ施設において、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、子ども工作教室やケーキ作り教室などの体験学習を実施していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	<p>コミュニティセンターやもりぐち歴史館等において、子ども達が体験を通じて文化や歴史を学ぶ講座を開催した。</p> <p>子ども考古学教室「古代のかぶとを作ろう!」:23名参加 もりぐち歴史館「新春かるた会」:65名参加</p>	B	関係各課や指定管理者等で実施される事業との住み分けも勘案しつつ、生涯学習・スポーツ振興課として所管する分野に関連する講座を企画していく。
				<ul style="list-style-type: none"> ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)にて、夏休みファミリーフェスタ、子ども図書館司書1日体験教室、星空ウォッチング(大日公園天体観望会)など、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	<p>「生涯学習普及事業」として年間を通じて市民の多様化する学習ニーズに対応する講座や講演会、イベントの開催を行った。</p> <p>また、「文化振興事業」として、落語や音楽会などを通じて芸術や伝統芸能への理解を深める機会を提供した。</p> <p>(文化振興事業団主催) 小中学生の職場体験の受入:12回実施、延33名参加 子ども1日図書館サポーター体験講座:11名参加 星空ウォッチング:2回開催、延98名参加 プラネタリウム学習:20回開催、延1,569名参加 土曜ステージ:44回開催、延2,640名参加 エクセレントコンサート:112回開催、延3,349名参加 他、落語会の開催、南画作品の展示等、芸術・文化に関する事業を実施</p>	B	ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)での事業については、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)が、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間休館のため、実施不可能となる。
126	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	芸術・伝統文化にふれる機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、かるた会など四季折々の行事、また、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)では美術展覧会やクラシック音楽鑑賞会、エナジーホール(守口文化センター)では、市民文化祭での伝統芸能の鑑賞会など、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	<p>もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では年間を通じ、四季折々のイベントを開催し、市民の方が身近に伝統文化に触れる機会の提供並びに文化財の魅力発信に努めた。</p> <p>イベントには社会科の授業で訪れてもらうなど、市内小学校に呼びかけも行っている。</p> <p>端午の節句:延161名参加 七夕まつり:延73名参加 江戸時代の遊び:49名参加 しめ縄づくり:32名参加 新春かるた会:65名参加 ひな祭り:延541名参加 他 年間23事業(月1回以上)を実施</p>	B	引き続きもりぐち歴史館「旧中西家住宅」において年間を通じた四季折々のイベントを企画し、市民が芸術や歴史、文化財に触れる機会を提供していく。
127	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	地域コーディネーターの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域コーディネーターは大阪府の養育講座を受けた修了者が中学校区で地域行事の支援や中学生による読み聞かせ会などの行事を実施しており、その活動を支援し、地域の教育環境づくりの推進に努めます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	<p>総会、連絡会開催の運営補助のほか、イベントの広報活動の支援などを行った。</p> <p>総会(1回)、連絡会(3回)、代表者会議(1回)、広報委員会(2回)、研修委員会(2回)、役員会(随時開催) 中学生の読み聞かせ会:中学生39名参加 研修会(年2回)、地域行事への参加(年4回) 広報紙MorichicoタイムズNO.7発行</p>	B	引き続き会議の運営補助を行っていく。また、活動報告やイベントの告知を広報紙ならびにSNS等に掲載し、市内の周知を図っていく。
128	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	青少年育成団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域において活動する青少年育成団体に活動場所の提供や定期演奏会の周知、入団希望者を増やすためのPR、入団式・卒団式の支援などを行うことで、青少年のスポーツや文化に関わる活動を促進していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	平成29年度に廃止	-	-
129	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	青少年育成指導員校区活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 青少年育成指導員の活動を行うために必要となる知識や技能を習得するための講習会や研修会への参加支援を行っていきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	<p>青少年育成指導員の活動に必要な安全教育講習会や広報委員研修会、キックベースボール審判講習会実施に際し、支援を行った。</p> <p>「安全教育講習会」 平成30年5月20日(日)実施 「キックベースボール審判講習会」 平成30年6月3日(日)実施 「広報委員研修会」 平成30年6月28日(木)実施</p>	B	より参加しやすい研修内容や日程等、参加人数の増加に向けて引き続き検討していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 子ども親善スポーツ大会や子ども会駅伝、子どもまつりなどの機会を通して子どもたちの地域間や異年齢間の交流親睦を図り、青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう青少年育成指導員の活動を支援していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	<p>本市主催による子ども会親善スポーツ大会(キックベースボール大会)や、青少年育成指導員連絡協議会との共催による子どもまつりを開催した。</p> <p>また、青少年育成指導員連絡協議会主催の子ども会駅伝等への支援を行い、青少年の異年齢、他校区との交流の充実が図られた。</p> <p>「第50回守口市子どもまつり」 平成30年4月22日(日)開催、参加者推定10,000名 「子ども会親善スポーツ大会」 平成30年7月1日開催(日)、参加者約520名 「中学生スポーツ大会」 台風のため中止 「子ども会駅伝競走大会」 平成30年12月2日(日)開催、参加者約670名</p>	B	平成31年度は、守口市子どもまつりの実施場所を淀川河川敷公園から大枝公園へと変更する。より多くの子ども達が参加でき、効果的なイベントとなるよう、催し物や競技種目等について青少年育成指導員連絡協議会とともに引き続き検討していく。

守口市子ども・子育て支援事業計画第5章 平成30年度進捗状況(評価シート)

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成30年度の実績	評価	今後の方針	
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目5. 子どもの居場所づくり(No.130-No.131)>									
130	地域力の活用による子育て支援	子どもの居場所づくり	市立児童センター	<ul style="list-style-type: none"> 今後、市民のニーズを踏まえながら、健全な遊びを通じて、満3歳以上の幼児(保護者等同伴)と小学生の子どもの健康で豊かな心を育てる活動を行う場として、事業の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援していきます。 	子育て支援課(児童センター)	<p>平成30年度の来館者数は約1.3万人となっている。</p> <p>また、市内在住の就学前児童と保護者を対象とした子育て講座を、平成30年度は計15回開催し、前年度より開催回数を増やし来館者の増加につとめた。</p> <p>さらに、就学前の子と保護者を対象に「絵本の時間」「なかよしキッズ」(ふれあいあそび)「季節のおりがみ」などを開催し、親子のコミュニケーションを図った。</p>	<p>「子育て講座」 年15回開催(4月、5月、7月、9月、10月、11月、12月は1回、6月、1月、2月、3月は2回)、参加数:269組</p> <p>「絵本の時間」 年12回開催、参加人数:約480人</p> <p>「なかよしキッズ」 年11回開催、参加人数:約770人</p> <p>「季節のおりがみ」 年12回開催、参加人数:約600人</p> <p>※他にも工作、お誕生日会、けん玉認定、ラルゴコンサートを定期的に開催</p> <p>「季節の行事」 運動会、センターまつり、クリスマス会、おめでとう大会</p>	B	平成30年度は児童の8月の夏休み期間を除き月1回以上子育て講座を開催することができた。平成31年度も引き続き広報等を活用し子育て講座やその他のイベントの周知に努め来館者の増加に努める。今後についても毎月1回以上を目標に子育て講座を開催し、さらなる子どもの健やかな育ちを支援していく。
131	地域力の活用による子育て支援	子どもの居場所づくり	もりぐち児童クラブ「登録児童室」(放課後子供教室)	<ul style="list-style-type: none"> 小学校1～6年生と満3歳以上の幼児(保護者等同伴)を対象に、自主的な遊び場を提供していきます。 もりぐち児童クラブの二つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、地域の参画を得て、交流・体験活動を通して連携できるもりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。 	放課後こども課	<p>安全で安心して過ごせる放課後等の居場所として充実が図られてきている。また、入会児童室とも交流を行ない、地域ボランティアによる読み聞かせや工作教室等については、各クラブともできる限り両児童室のパートナーが連携して実施した。さらに、地域諸団体の協力を得て、ニュースポーツの講習会を実施するなどプログラムを通じて、地域の大人とのふれあいを実施しているクラブもある。</p>	<p>開設日数:289日</p> <p>参加者数:延153,524人(内 幼児182人)</p>	B	今後とも現在の運営形態を堅持し、事業の安定的運営を図る。また、大阪府が実施している企業・団体の協力による活動プログラムを活用するため、子どもたちのより豊かな学びや体験ができるよう各児童クラブに周知を図る。
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援(No.132-No.135)>									
132	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	「こども110番の家」運動	<ul style="list-style-type: none"> 地域の家庭・団体等の協力を得て、子どもの緊急避難場所としての役割を担う「こども110番の家」運動を推進していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	<p>「こども110番の家」運動の推進に向け、各校区の青少年育成指導員の協力を得て、協力家庭の勧誘・啓発活動を行った。</p>	<p>「こども110番の家」運動登録家庭:1,533件(平成31年3月31日現在)</p>	B	共働き世帯や、高齢者の単独世帯等が増加する中、実効性のある協力家庭の精査をしていながら、協力件数を伸ばしていくよう努める。
133	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	「少年を守る店」運動	<ul style="list-style-type: none"> 地域の商店・業者等の協力を得て、未成年の非行防止に協力する「少年を守る店」運動を推進していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	<p>「少年を守る店」運動の推進に向け、各校区の青少年育成指導員の協力を得ながら、協力店舗の勧誘・啓発活動を行った。</p>	<p>「少年を守る店」運動登録店舗:409件(平成31年3月31日現在)</p>	B	個人商店の店舗数が減少傾向にあるが、協力対象業種の見直しを図ることで、新規登録店舗数の増加に努めている。今後も引き続き、青少年育成指導員連絡協議会の協力を得ながら、協力を呼び掛けていく。
134	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	登下校時の安全確保(見守り隊・声かけ隊)	<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校に通う子どもたちの登下校時の安全を守るため、PTAおよび地域団体のボランティアの協力を得て取組みを促進していきます。 	学校教育課	<p>PTAおよび地域団体のボランティアの協力を得て、定点に立っていただく等、各校区の実態に応じて実施。さらに警察等の関係機関と連携しながら、小学校区での年1回声かけパトロールを実施。</p> <p>また、国の登下校防犯プランの取組みの1つとして緊急合同点検を関係機関と行った。</p>	<p>小学校区での年1回声かけパトロールを実施。</p> <p>全小学校区で毎日の登下校の見守り等実施。</p>	B	市立小学校・義務教育学校に通う子どもたちの登下校の安全を守るために、PTA及び地域のボランティアの協力を得て、見守りの活動の取組を促進、支援していく。
135	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	青少年育成指導員による街頭指導活動等支援	<ul style="list-style-type: none"> PTAおよび地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進していきます。 地域や関係機関・団体と、より一層の連携を図り、夜間の見回り等の街頭活動や啓発活動を促進していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	<p>夏休み等の子どもの長期休暇中に大型商業店舗等を中心に各学校や地域各団体と協力し、夜間巡回等のパトロール活動を行った。</p>	<p>校区巡回:5校区、延13回実施</p>	B	今後も青少年育成指導員連絡協議会や地域関係団体と連携を図りながら、更なる巡回活動等の増加を働きかけていく。